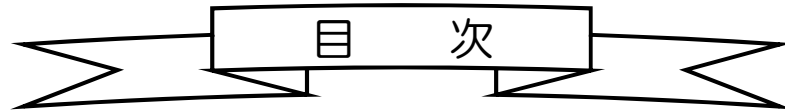


令和 3 年 度

市 税 概 要



相模原市財政局税務部



市税総括

1. 人口・世帯数等	1
2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）	2
3. 一般会計歳入歳出決算状況	3
4. 一般会計歳入歳出予算額（款別）	4
5. 市税予算額	5
6. 市税納税義務者（現年課税分）	6
7. 市税の税目別決算額	7
8. 市税の徴収に関する経費	13

賦課等

9. 市 民 税	14
《個人市民税》	16
《法人市民税》	19
10. 固定資産税	22
11. 軽自動車税	31
12. 市たばこ税	32
13. 特別土地保有税	32
14. 入湯税	32
15. 事業所税	33
16. 都市計画税	34
17. 市税に係る証明、閲覧件数等の調	35
18. 地方譲与税	36
19. 県税交付金	37

収納状況等

20. 過誤納金還付・充当処理状況	39
21. 督促状発付状況調	40
22. 差押・参加差押処分状況調	41
23. 徴収猶予状況調	41
24. 換価猶予状況調	41
25. 公売処分状況調	42
26. 不納欠損処分状況調	42
27. 市税納付方法別利用状況調	43
28. 延滞金等収入状況	43

参考資料

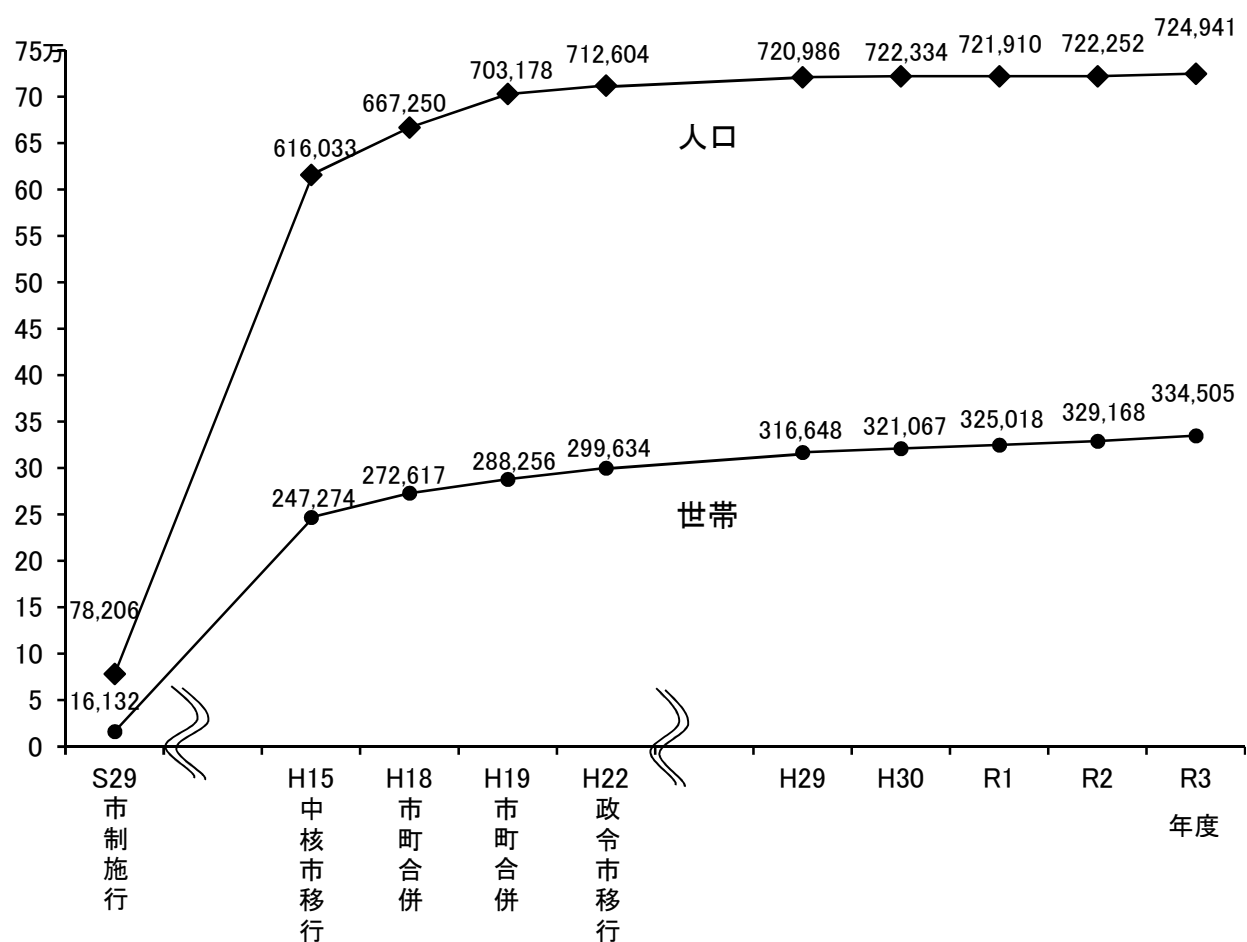
29. 市税の税率（令和3年度分）	44
30. 税率の変遷（平成元年度以降）	46
31. 市民税（個人）所得控除額等の推移	52
32. 税務機構の沿革（平成19年度以降）	63
33. 税務事務分掌	66
34. 税務職員数	67

1. 人口・世帯数等（4月1日現在）

区 分 \ 年 度		H29	H30	R1	R2	R3
人 口 （人）	男	360,934	361,446	361,069	360,925	361,361
	女	360,052	360,888	360,841	361,327	363,580
	計	720,986	722,334	721,910	722,252	724,941
世 帯 数		316,648	321,067	325,018	329,168	334,505
面 積（Km ² ）		328.91	328.91	328.91	328.91	328.91
人 口 密 度（人 / 1 K m ² ）		2,192	2,196	2,195	2,196	2,204
人 口 対 前 年 度 比（%）		100.0	100.2	99.9	100.0	100.4
税 務 職 員 数（人）		220	224	233	231	238
税 務 職 員 1 人 当 り 人 口		3,277	3,225	3,098	3,127	3,046

（注）人口と世帯数は「月報統計さがみはら（4月1日現在）」の数値

（注）税務職員数は任期付職員を含む



2. 一般会計歳入歳出決算額（款別）

《 歳 入 》

（単位：千円、％）

款 別	令和元年度		令和2年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率
市 税	131,098,296	42.9	131,083,049	33.6	△ 0.0
地 方 譲 与 税	1,701,964	0.6	1,708,938	0.4	0.4
利 子 割 交 付 金	66,085	0.0	66,107	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	609,602	0.2	558,491	0.1	△ 8.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	366,837	0.1	660,546	0.2	80.1
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	140,957	0.0	104,116	0.0	△ 26.1
法 人 事 業 税 交 付 金	-	-	550,755	0.1	皆増
地 方 消 費 税 交 付 金	11,789,344	3.9	14,455,544	3.7	22.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	155,426	0.1	141,586	0.0	△ 8.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金	539,684	0.2	-	-	皆減
環 境 性 能 割 交 付 金	209,335	0.1	430,721	0.1	105.8
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,228,223	1.1	3,082,153	0.8	△ 4.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,307,954	0.4	1,306,229	0.3	△ 0.1
地 方 特 例 交 付 金	1,917,959	0.6	1,169,459	0.3	△ 39.0
地 方 交 付 税	17,299,939	5.7	16,778,313	4.3	△ 3.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	202,085	0.1	220,182	0.1	9.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,338,754	0.5	723,119	0.2	△ 46.0
使 用 料 及 び 手 数 料	5,305,561	1.7	4,910,316	1.3	△ 7.4
国 庫 支 出 金	59,587,303	19.5	144,109,345	36.9	141.8
県 支 出 金	15,957,969	5.2	17,810,023	4.6	11.6
財 産 収 入	402,304	0.1	219,645	0.1	△ 45.4
寄 附 金	183,982	0.1	443,690	0.1	141.2
繰 入 金	5,890,860	1.9	1,028,610	0.3	△ 82.5
繰 越 金	4,617,098	1.5	5,174,667	1.3	12.1
諸 収 入	14,165,329	4.6	17,391,387	4.5	22.8
市 債	27,228,400	8.9	26,324,400	6.7	△ 3.3
合 計	305,311,250	100.0	390,451,391	100.0	27.9

《 歳 出 》

（単位：千円、％）

款 別	令和元年度		令和2年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	933,977	0.3	955,852	0.3	2.3
総 務 費	23,756,468	8.0	24,253,084	6.4	2.1
民 生 費	122,222,548	41.3	125,410,673	33.0	2.6
衛 生 費	25,220,048	8.5	28,488,741	7.5	13.0
労 働 費	680,603	0.2	587,892	0.2	△ 13.6
農 林 水 産 業 費	767,902	0.3	722,774	0.2	△ 5.9
商 工 費	11,589,667	3.9	88,507,971	23.3	663.7
土 木 費	26,152,527	8.9	25,220,588	6.6	△ 3.6
消 防 費	7,891,111	2.7	7,943,126	2.1	0.7
教 育 費	48,956,337	16.6	49,141,482	13.0	0.4
災 害 復 旧 費	1,646,006	0.6	2,072,308	0.5	25.9
公 債 費	25,810,449	8.7	26,272,845	6.9	1.8
諸 支 出 金	8,940	0.0	8,917	0.0	△ 0.3
合 計	295,636,583	100.0	379,586,253	100.0	28.4

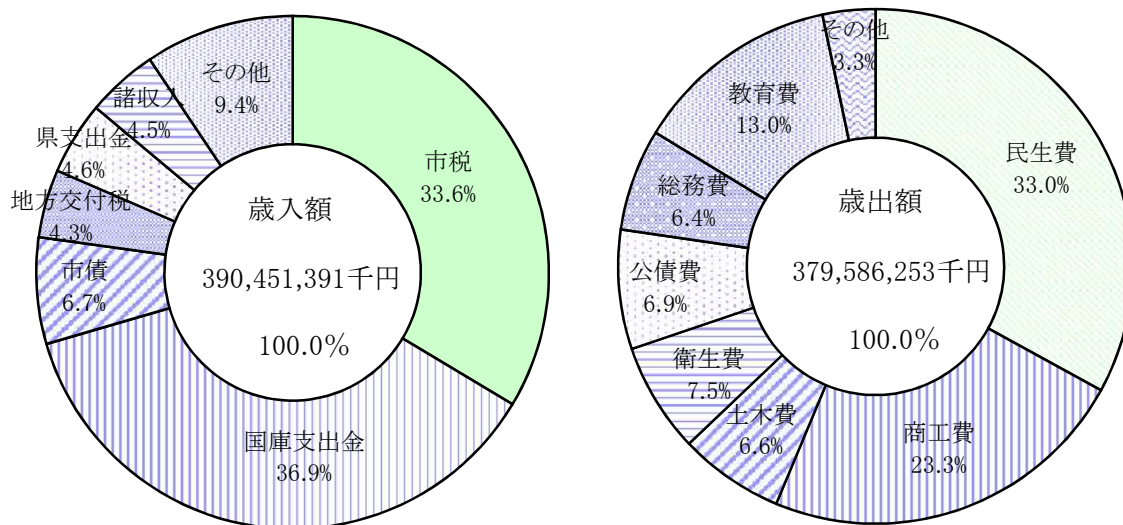
3. 一般会計歳入歳出決算状況

(単位:千円)

年度		H28	H29	H30	R1	R2
区分						
一般会計	歳入	255,997,476	289,958,598	295,060,383	305,311,250	390,451,391
	歳出	249,012,953	281,325,045	286,243,287	295,636,583	379,586,253
	形式収支	6,984,523	8,633,553	8,817,096	9,674,667	10,865,138
	繰越額	594,991	605,540	441,415	849,231	817,238
	実質収支	6,389,532	8,028,013	8,375,681	8,825,436	10,047,900
市税		112,673,085	114,349,520	127,892,461	131,098,296	131,083,049
歳入決算額に占める市税の割合 (%)		44.0	39.4	43.3	42.9	33.6
市税対前年度比 (%)		0.6	1.5	11.8	2.5	△ 0.0
市民1人当たり市税負担額 (円)		156,276	158,306	177,158	181,513	180,819
市民1人当たり歳出決算額 (円)		345,378	389,467	396,508	409,326	523,610

(注) 市民1人当たり市税負担額と市民1人当たり歳出決算額は、それぞれの決算額を「月報統計さがみはら(翌年度4月1日現在)」の人口で除したもの

一般会計歳入歳出決算額構成図(令和2年度)



4. 一般会計歳入歳出予算額（款別）

《 歳 入 》

（単位：千円、％）

款 別	令和2年度		令和3年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
市 税	129,700,000	42.2	122,400,000	41.0	△ 5.6
地 方 譲 与 税	1,780,000	0.6	1,675,000	0.6	△ 5.9
利 子 割 交 付 金	100,000	0.0	70,000	0.0	△ 30.0
配 当 割 交 付 金	600,000	0.2	600,000	0.2	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	600,000	0.2	600,000	0.2	0.0
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	130,000	0.0	120,000	0.0	△ 7.7
法 人 事 業 税 交 付 金	700,000	0.2	550,000	0.2	△ 21.4
地 方 消 費 税 交 付 金	14,700,000	4.8	14,000,000	4.7	△ 4.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	170,000	0.1	150,000	0.0	△ 11.8
環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	0.1	420,000	0.1	5.0
軽 油 引 取 税 交 付 金	3,100,000	1.0	3,100,000	1.0	0.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,290,000	0.4	1,274,900	0.4	△ 1.2
地 方 特 例 交 付 金	1,090,000	0.4	2,275,000	0.8	108.7
地 方 交 付 税	16,600,000	5.4	11,400,000	3.8	△ 31.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	210,000	0.1	210,000	0.1	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,064,319	0.3	865,401	0.3	△ 18.7
使 用 料 及 び 手 数 料	5,415,505	1.8	5,486,261	1.8	1.3
国 庫 支 出 金	61,502,511	20.0	62,392,561	20.9	1.4
県 支 出 金	17,870,012	5.8	18,133,726	6.1	1.5
財 産 収 入	106,300	0.0	518,371	0.2	387.6
寄 附 金	76,065	0.0	350,300	0.1	360.5
繰 入 金	5,883,204	1.9	6,320,686	2.1	7.4
繰 越 金	2,000,000	0.7	2,000,000	0.7	0.0
諸 収 入	13,364,884	4.4	10,770,194	3.6	△ 19.4
市 債	28,747,200	9.4	33,217,600	11.1	15.6
合 計	307,200,000	100.0	298,900,000	100.0	△ 2.7

《 歳 出 》

（単位：千円、％）

款 別	令和2年度		令和3年度		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	対前年度伸率
議 会 費	997,113	0.3	993,601	0.3	△ 0.4
総 務 費	23,965,426	7.8	24,640,701	8.2	2.8
民 生 費	130,635,583	42.5	133,184,744	44.6	2.0
衛 生 費	26,833,441	8.7	25,029,024	8.4	△ 6.7
労 働 費	627,528	0.2	507,947	0.2	△ 19.1
農 林 水 産 業 費	793,641	0.3	753,313	0.3	△ 5.1
商 工 費	11,217,522	3.7	8,698,345	2.9	△ 22.5
土 木 費	24,704,773	8.1	23,446,391	7.8	△ 5.1
消 防 費	8,267,794	2.7	8,855,246	3.0	7.1
教 育 費	49,234,348	16.0	44,573,406	14.9	△ 9.5
災 害 復 旧 費	3,136,563	1.0	1,108,352	0.4	△ 64.7
公 債 費	26,677,328	8.7	26,700,483	8.9	0.1
諸 支 出 金	8,940	0.0	8,447	0.0	△ 5.5
予 備 費	100,000	0.0	400,000	0.1	300.0
合 計	307,200,000	100.0	298,900,000	100.0	△ 2.7

5. 市税予算額

(単位:千円、%)

税 目		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	構成比	対前年度伸率 (当初予算額)
現 年 課 税 分	市 民 税	65,547,741	65,547,741	59,451,801	48.6	△ 9.3
	個 人	59,990,474	59,990,474	55,484,611	45.3	△ 7.5
	法 人	5,557,267	5,557,267	3,967,190	3.2	△ 28.6
	固 定 資 産 税	45,603,564	45,603,564	44,442,583	36.3	△ 2.5
	土 地	19,066,732	19,066,732	18,909,976	15.4	△ 0.8
	家 屋	19,201,661	19,201,661	18,500,856	15.1	△ 3.6
	償 却 資 産	6,337,317	6,337,317	6,018,930	4.9	△ 5.0
	交 付 金	997,854	997,854	1,012,821	0.8	1.5
	軽 自 動 車 税	1,054,021	1,054,021	1,103,088	0.9	4.7
	環 境 性 能 割	29,390	29,390	41,576	0.0	41.5
	種 別 割	1,024,631	1,024,631	1,061,512	0.9	3.6
	市 た ば こ 税	3,996,383	3,996,383	4,008,136	3.3	0.3
	事 業 所 税	3,165,245	3,165,245	3,124,872	2.5	△ 1.3
	都 市 計 画 税	9,236,832	9,236,832	9,077,955	7.4	△ 1.7
	小 計	128,603,786	128,603,786	121,208,435	99.0	△ 5.8
滞 納 繰 越 分		1,096,214	1,096,214	1,191,565	1.0	8.7
市 税 総 計		129,700,000	129,700,000	122,400,000	100.0	△ 5.6

6. 市税納税義務者（現年課税分）

（単位：人）

年 度		H28	H29	H30	R1	R2
税 目						
市 民 税		373,580	381,400	385,621	393,111	395,272
	個 人	357,714	365,352	369,487	376,930	379,074
	特別徴収(給与)	228,173	220,766	224,710	228,871	233,524
	特別徴収(年金)	49,781	30,803	29,476	29,945	30,347
	普 通 徴 収	79,760	113,783	115,301	118,114	115,203
	法 人	15,866	16,048	16,134	16,181	16,198
固 定 資 産 税		248,083	251,132	253,214	255,313	256,800
	土 地 ・ 家 屋	241,798	244,682	246,444	247,949	249,154
	償 却 資 産	6,263	6,429	6,749	7,343	7,626
	交 付 金	22	21	21	21	20
軽 自 動 車 税		163,878	164,732	165,630	167,491	169,899
	種 別 割	163,878	164,732	165,630	166,817	167,459
	環 境 性 能 割	—	—	—	674	2,440
市 た ば こ 税		10	11	11	11	10
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0
入 湯 税		0	0	0	0	0
事 業 所 税		844	854	859	865	856
都 市 計 画 税		213,606	216,254	217,989	219,491	220,709
合 計		1,000,001	1,014,383	1,023,324	1,036,282	1,043,546

（注）平成29年度から市民税（個人）の徴収区分について、区分の重複者の集計を変更した

（注）軽自動車税については、登録台数を示す

（注）軽自動車税は、令和元年10月以降「種別割」に名称変更

7. 市税の税目別決算額

(1) 令和2年度分

(単位:千円、%)

税 目		予 算 額	納 税 義務者	調 定 額	収 入 額
市 民 税	個 人	66,334,504		69,013,854	66,898,425
	現 年 課 税 分	60,764,653		63,408,210	61,493,444
	均 等 割	59,990,474	379,074	61,491,543	60,766,628
	所 得 割	1,280,320	374,779	1,309,361	1,293,925
	滞 納 繰 越 分	58,710,154	364,590	60,182,182	59,472,703
	法 人	774,179		1,916,667	726,816
	現 年 課 税 分	5,569,851		5,605,644	5,404,981
	均 等 割	5,557,267	16,198	5,558,830	5,391,246
	法 人 税 割	1,738,413	16,198	1,773,681	1,720,209
	滞 納 繰 越 分	3,818,854	6,311	3,785,149	3,671,037
	滞 納 繰 越 分	12,584		46,814	13,735
	滞 納 繰 越 分				
固 定 資 産 税	純 固 定 資 産 税	45,837,303		46,999,446	46,380,042
	現 年 課 税 分	44,839,449		45,980,375	45,360,971
	土 地	44,605,710	256,780	45,433,758	45,158,896
	家 屋	19,066,732	249,154	19,230,339	19,116,643
	償 却 資 産	19,201,661		19,387,738	19,273,112
	滞 納 繰 越 分	6,337,317	7,626	6,815,681	6,769,141
	滞 納 繰 越 分	233,739		546,617	202,075
	交 付 金	997,854	20	1,019,071	1,019,071
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	1,070,098		1,157,483	1,096,601
	現 年 課 税 分	29,390	2,440	41,576	41,576
	種 別 割	29,390	2,440	41,576	41,576
	現 年 課 税 分	1,040,708	167,459	1,115,907	1,055,025
	滞 納 繰 越 分	1,024,631	167,459	1,055,779	1,039,716
	滞 納 繰 越 分	16,077		60,128	15,309
市 た ば こ 税	現 年 課 税 分	3,996,383		4,340,651	4,340,651
	滞 納 繰 越 分	3,996,383	10	4,340,645	4,340,645
	滞 納 繰 越 分	0		6	6
特 別 土 地 保 有 税	現 年 課 税 分	0		0	0
	滞 納 繰 越 分	0	0	0	0
	滞 納 繰 越 分	0		0	0
入 湯 税	現 年 課 税 分	0		0	0
	滞 納 繰 越 分	0	0	0	0
	滞 納 繰 越 分	0		0	0
事 業 所 税	現 年 課 税 分	3,169,929		3,119,627	3,081,061
	資 産 割	3,165,245	856	3,114,003	3,079,195
	従 業 者 割	2,749,841	841	2,698,446	2,666,185
	滞 納 繰 越 分	415,404	153	415,557	413,010
	滞 納 繰 越 分	4,684		5,624	1,866
都 市 計 画 税	現 年 課 税 分	9,291,783		9,422,616	9,286,269
	土 地	9,236,832	220,709	9,294,009	9,239,060
	家 屋	5,278,730	220,709	5,304,716	5,273,353
	滞 納 繰 越 分	3,958,102		3,989,293	3,965,707
	滞 納 繰 越 分	54,951		128,607	47,209
現 年 課 税 分		128,603,786	1,043,546	131,349,214	130,076,033
滞 納 繰 越 分		1,096,214		2,704,463	1,007,016
市 税 総 計		129,700,000		134,053,677	131,083,049

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(単位:千円、%)

不 納 欠損額	収 入 未済額	還 付 未済額	徴収率	対予算額 比較増減	対前年度決算額 比較増減	前 年 度 比	収入済額の 構成割合
129,123	2,015,634	29,328	96.9	563,921	△ 559,383	99.2	51.0
123,192	1,808,681	17,107	97.0	728,791	542,893	100.9	46.9
2,462	738,926	16,473	98.8	776,154	634,475	101.1	
			98.8	13,605	17,392	101.4	
			98.8	762,549	617,083	101.0	
120,730	1,069,755	634	37.9	△ 47,363	△ 91,582	88.8	4.1
5,931	206,953	12,221	96.4	△ 164,870	△ 1,102,276	83.1	
113	179,653	12,182	97.0	△ 166,021	△ 1,101,724	83.0	
			97.0	△ 18,204	△ 76,514	95.7	
			97.0	△ 147,817	△ 1,025,210	78.2	
5,818	27,300	39	29.3	1,151	△ 552	96.1	35.4
24,097	602,843	7,536	98.7	542,739	523,965	101.1	
24,097	602,843	7,536	98.7	521,522	520,477	101.2	
2,269	279,388	6,795	99.4	553,186	596,621	101.3	
2,269	232,848	6,795	99.4	49,911	△ 54,051	99.7	
			99.4	71,451	434,339	102.3	34.6
0	46,540	0	99.3	431,824	216,333	103.3	
21,828	323,455	741	37.0	△ 31,664	△ 76,144	72.6	
0	0	0	100.0	21,217	3,488	100.3	
4,625	56,865	0	94.7	26,503	68,922	106.7	
0	0	0	100.0	12,186	30,098	362.2	0.0
0	0	0	100.0	12,186	30,098	362.2	
4,625	56,865	608	94.5	14,317	38,824	103.8	
87	16,523	547	98.5	15,085	38,879	103.9	
4,538	40,342	61	25.5	△ 768	△ 55	99.6	
0	0	0	100.0	344,268	△ 18,291	99.6	3.3
0	0	0	100.0	344,262	△ 18,297	99.6	
0	0	0	-	6	6	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	39,495	929	98.8	△ 88,868	△ 89,880	97.2	2.4
0	35,737	929	98.9	△ 86,050	△ 91,300	97.1	
			98.8	△ 83,656	△ 84,387	96.9	
			99.4	△ 2,394	△ 6,913	98.4	
0	3,758	0	33.2	△ 2,818	1,420	418.4	
5,695	132,400	1,748	98.6	△ 5,514	59,420	100.6	7.1
546	55,981	1,578	99.4	2,228	78,216	100.9	
			99.4	△ 5,377	△ 14,338	99.7	
			99.4	7,605	92,554	102.4	
5,149	76,419	170	36.7	△ 7,742	△ 18,796	71.5	
5,477	1,306,208	38,504	99.03	1,457,162	131,577	100.1	99.2
158,063	1,541,029	1,645	37.24	△ 89,198	△ 185,703	84.4	0.8
163,540	2,847,237	40,149	97.78	1,367,964	△ 54,126	100.0	100.0

市税の税目別決算額

(2) 平成29年度分～令和元年度

(単位:千円、%)

税目	平成29年度							
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度比	構成割合
市民税		54,400,091	51,959,033	194,576	2,268,305	95.5	102.5	45.4
個人		47,529,895	45,158,762	189,214	2,195,217	95.0	101.0	39.5
現年課税分	365,352	45,057,659	44,352,185	2,683	715,184	98.4	101.3	
均等割	361,011	1,263,181	1,243,404			98.4	101.1	
所得割	352,348	43,794,478	43,108,781			98.4	101.3	
滞納繰越分		2,472,236	806,577	186,531	1,480,033	32.6	87.3	
法人		6,870,196	6,800,271	5,362	73,088	99.0	113.0	5.9
現年課税分	16,048	6,794,544	6,783,630	119	19,224	99.8	113.0	
均等割	16,048	1,788,464	1,785,591			99.8	101.5	
法人税割	6,856	5,006,080	4,998,039			99.8	117.8	
滞納繰越分		75,652	16,641	5,243	53,864	22.0	97.3	
固定資産税		45,755,278	44,882,127	69,539	809,268	98.1	101.2	39.3
純固定資産税		44,711,221	43,838,070	69,539	809,268	98.0	101.3	38.4
現年課税分	251,111	43,787,738	43,509,904	1,793	281,405	99.4	101.3	
土地		19,042,587	18,906,633			99.3	99.8	
家屋	244,682	18,546,170	18,413,761	1,743	271,645	99.3	102.1	
償却資産	6,429	6,198,981	6,189,510	50	9,760	99.8	103.3	
滞納繰越分		923,483	328,166	67,746	527,863	35.5	101.5	
交付金	21	1,044,057	1,044,057	0	0	100.0	98.7	0.9
軽自動車税		1,000,643	936,073	4,808	60,099	93.5	105.2	0.8
現年課税分	164,732	946,723	922,370	204	24,439	97.4	105.0	
原付自転車	41,827	88,227	85,957			97.4	101.9	
小型特殊	2,259	7,587	7,392			97.4	98.0	
軽自動車	111,314	795,164	774,710			97.4	105.7	
二輪の小型	9,332	55,745	54,311			97.4	100.5	
滞納繰越分		53,920	13,703	4,604	35,660	25.4	119.6	
市たばこ税		4,327,874	4,327,876	0	0	100.0	94.7	3.8
現年課税分	11	4,327,874	4,327,876	0	0	100.0	94.7	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
特別土地保有税		0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
入湯税		0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	
事業所税		3,197,252	3,191,080	1,076	5,689	99.8	100.8	2.8
現年課税分	854	3,183,418	3,180,932	0	3,079	99.9	100.7	
資産割	840	2,763,251	2,761,091			99.9	100.5	
従業者割	152	420,167	419,841			99.9	101.7	
滞納繰越分		13,834	10,148	1,076	2,610	73.4	169.8	
都市計画税		9,255,838	9,053,331	15,924	187,862	97.8	100.8	7.9
現年課税分	216,254	9,042,727	8,978,167	419	65,350	99.3	100.8	
土地		5,226,666	5,189,350			99.3	99.9	
家屋	216,254	3,816,061	3,788,817			99.3	102.1	
滞納繰越分		213,111	75,164	15,505	122,512	35.3	98.0	
現年課税分	1,014,383	114,184,740	113,099,121	5,218	1,108,681	99.05	101.6	98.9
滞納繰越分		3,752,236	1,250,399	280,705	2,222,542	33.32	92.1	1.1
市税総計		117,936,976	114,349,520	285,923	3,331,223	96.96	101.5	100.0

(単位:千円、%)

税 目	平成30年度								
	納税義務者	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	徴収率	前年度比	構成割合
市 民 税		67,549,742	65,250,936	214,704	2,113,473	29,371	96.6	125.6	51.0
個 人		60,811,752	58,580,449	188,099	2,062,910	19,706	96.3	129.7	45.8
現年課税分	369,487	58,621,673	57,793,824	3,400	843,398	18,949	98.6	130.3	
均等割	365,293	1,275,744	1,257,728				98.6	101.2	
所得割	356,139	57,345,929	56,536,096				98.6	131.1	
滞納繰越分		2,190,079	786,625	184,699	1,219,512	757	35.9	97.5	
法 人		6,737,990	6,670,487	26,605	50,563	9,665	99.0	98.1	5.2
現年課税分	16,134	6,665,375	6,656,740	440	17,812	9,617	99.9	98.1	
均等割	16,134	1,759,189	1,756,910				99.9	98.4	
法人税割	6,372	4,906,186	4,899,830				99.9	98.0	
滞納繰越分		72,615	13,747	26,165	32,751	48	18.9	82.6	
固 定 資 産 税		45,938,189	45,179,833	89,305	682,247	13,196	98.3	100.7	35.3
純固定資産税		44,920,156	44,161,800	89,305	682,247	13,196	98.3	100.7	38.4
現年課税分	253,193	44,121,877	43,891,994	4,550	238,193	12,860	99.5	100.9	34.5
土 地		19,256,121	19,139,104				99.4	101.2	
家 屋	246,444	18,371,740	18,260,097	4,529	234,800	10,669	99.4	99.2	
償却資産	6,749	6,494,016	6,492,793	21	3,393	2,191	100.0	104.9	
滞納繰越分		798,279	269,806	84,755	444,054	336	33.8	82.2	
交 付 金	21	1,018,033	1,018,033	0	0	0	100.0	97.5	0.8
軽 自 動 車 税		1,043,598	977,306	5,660	61,306	674	93.6	104.4	0.8
現年課税分	165,630	983,868	962,081	234	22,126	573	97.8	104.3	
原付自転車	41,367	87,534	85,596				97.8	99.6	
小型特殊	2,282	7,704	7,533				97.8	101.9	
軽自動車	112,633	832,762	814,321				97.8	105.1	
二輪の小型	9,348	55,868	54,631				97.8	100.6	
滞納繰越分		59,730	15,225	5,426	39,180	101	25.5	111.1	
市 た ば こ 税		4,272,456	4,272,462	0	0	6	100.0	98.7	3.3
現年課税分	11	4,272,456	4,272,462		0	6	100.0	98.7	
滞納繰越分		0	0		0	0	-	-	
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0		0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0		0	0	-	-	
入 湯 税		0	0	0	0	0	-	-	0.0
現年課税分	0	0	0		0	0	-	-	
滞納繰越分		0	0		0	0	-	-	
事 業 所 税		3,126,869	3,122,008	933	5,113	1,185	99.8	97.8	2.5
現年課税分	859	3,121,180	3,120,020	0	2,345	1,185	100.0	98.1	
資 産 割	842	2,715,847	2,714,838				100.0	98.3	
従業者割	146	405,333	405,182				100.0	96.5	
滞納繰越分		5,689	1,988	933	2,768	0	34.9	19.6	
都 市 計 画 税		9,266,871	9,089,916	18,450	161,161	2,656	98.1	100.4	7.1
現年課税分	217,989	9,081,060	9,025,876	1,093	56,666	2,575	99.4	100.5	
土 地		5,302,415	5,270,193				99.4	101.6	
家 屋	217,989	3,778,645	3,755,683				99.4	99.1	
滞納繰越分		185,811	64,040	17,357	104,495	81	34.5	85.2	
現 年 課 税 分	1,021,438	127,885,522	126,741,030	9,717	1,180,540	45,765	99.11	112.1	99.1
滞 納 繰 越 分		3,312,203	1,151,431	319,335	1,842,760	1,323	34.76	92.1	0.9
市 税 総 計		131,197,725	127,892,461	329,052	3,023,300	47,088	97.48	111.8	100.0

(注)収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

市税の税目別決算額

令和元年度分

税 目			予 算 額	納 税 義 務 者	調 定 額	収 入 額
市 民 税	個 人		67,619,909		69,564,269	67,457,808
			60,994,506		63,011,129	60,950,551
		現 年 課 税 分	60,238,495	376,930	60,932,953	60,132,153
		均 等 割	1,271,883	370,243	1,293,533	1,276,533
		所 得 割	58,966,612	363,133	59,639,420	58,855,620
	法 人	滞 納 繰 越 分	756,011		2,078,176	818,398
			6,625,403		6,553,140	6,507,257
		現 年 課 税 分	6,608,111	16,181	6,502,743	6,492,970
		均 等 割	1,737,890	16,181	1,799,427	1,796,723
		法 人 税 割	4,870,221	6,448	4,703,316	4,696,247
		滞 納 繰 越 分	17,292		50,397	14,287
固 定 資 産 税		45,590,364		46,466,217	45,856,077	
	純 固 定 資 産 税	44,575,966		45,450,634	44,840,494	
	現 年 課 税 分	44,313,113	255,292	44,774,987	44,562,275	
	土 地	19,044,405	247,949	19,274,508	19,170,694	
	家 屋	18,680,588		18,940,790	18,838,773	
	償 却 資 産	6,588,120	7,343	6,559,689	6,552,808	
	滞 納 繰 越 分	262,853		675,647	278,219	
	交 付 金	1,014,398	21	1,015,583	1,015,583	
	軽 自 動 車 税		1,009,286		1,093,202	1,027,679
種 別 割		1,002,924		1,081,724	1,016,201	
現 年 課 税 分		987,110	166,817	1,021,325	1,000,837	
原 付 自 転 車		84,612	40,700	86,348	84,616	
小 型 特 殊		7,541	2,325	7,961	7,801	
軽 自 動 車		839,779	114,314	870,332	852,873	
二 輪 の 小 型		55,178	9,478	56,684	55,547	
滞 納 繰 越 分		15,814		60,399	15,364	
環 境 性 能 割		6,362	674	11,478	11,478	
市 た ば こ 税		4,250,000		4,358,893	4,358,942	
	現 年 課 税 分	4,250,000	11	4,358,893	4,358,942	
	滞 納 繰 越 分	0		0	0	
特 別 土 地 保 有 税		0		0	0	
	現 年 課 税 分	0	0	0	0	
	滞 納 繰 越 分	0		0	0	
入 湯 税		0		0	0	
	現 年 課 税 分	0	0	0	0	
	滞 納 繰 越 分	0		0	0	
事 業 所 税		3,149,971		3,175,273	3,170,941	
	現 年 課 税 分	3,144,015	865	3,170,160	3,170,495	
	資 産 割	2,731,214	846	2,750,281	2,750,572	
	従 業 者 割	412,801	148	419,879	419,923	
	滞 納 繰 越 分	5,956		5,113	446	
都 市 計 画 税		9,180,470		9,369,807	9,226,849	
	現 年 課 税 分	9,118,339	219,491	9,210,451	9,160,844	
	土 地	5,267,217	219,491	5,316,325	5,287,691	
	家 屋	3,851,122		3,894,126	3,873,153	
	滞 納 繰 越 分	62,131		159,356	66,005	
現 年 課 税 分			129,679,943	1,036,282	130,998,573	129,905,577
滞 納 繰 越 分			1,120,057		3,029,088	1,192,719
市 税 総 計			130,800,000		134,027,661	131,098,296

(注) 収入額には、還付未済額を含む(調定額－収入額－不納欠損額＋還付未済額＝収入未済額)

(注) 軽自動車税は、令和元年10月以降「種別割」に名称変更

不 納 欠損額	収 入 未済額	還 付 未済額	徴収率	対予算額 比較増減	対前年度決算額 比較増減	前 年 度 比	収入済額の 構成割合
163,918	1,973,859	31,316	97.0	△ 162,101	2,206,872	103.4	51.5
157,215	1,926,878	23,515	96.7	△ 43,955	2,370,102	104.0	46.5
7,492	815,840	22,532	98.7	△ 106,342	2,338,329	104.0	
			98.7	4,650	18,805	101.5	
			98.7	△ 110,992	2,319,524	104.1	
149,723	1,111,038	983	39.4	62,387	31,773	104.0	5.0
6,703	46,981	7,801	99.3	△ 118,146	△ 163,230	97.6	
84	17,378	7,689	99.8	△ 115,141	△ 163,770	97.5	
			99.8	58,833	39,813	102.3	
			99.8	△ 173,974	△ 203,583	95.8	
6,619	29,603	112	28.3	△ 3,005	540	103.9	35.0
61,680	556,144	7,684	98.7	265,713	676,244	101.5	
61,680	556,144	7,684	98.7	264,528	678,694	101.5	34.2
2,410	217,075	6,773	99.5	249,162	670,281	101.5	
2,346	209,722	6,237	99.5	126,289	31,590	100.2	
			99.5	158,185	578,676	103.2	
64	7,353	536	99.9	△ 35,312	60,015	100.9	
59,270	339,069	911	41.2	15,366	8,413	103.1	
0	0	0	100.0	1,185	△ 2,450	99.8	0.8
5,758	60,460	695	94.0	18,393	50,373	105.2	0.8
5,758	60,460	695	93.9	13,277	38,895	104.0	0.8
121	21,007	640	98.0	13,727	38,756	104.0	
			98.0	4	△ 980	98.9	
			98.0	260	268	103.6	
			98.0	13,094	38,552	104.7	
			98.0	369	916	101.7	
5,637	39,453	55	25.4	△ 450	139	100.9	0.0
0	0	0			11,478	皆増	
0	6	55	100.0	108,942	86,480	102.0	3.3
0	6	55	100.0	108,942	86,480	102.0	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	0.0
0	0	0	-	0	0	-	
0	0	0	-	0	0	-	
0	5,624	1,292	99.9	20,970	48,933	101.6	2.4
0	957	1,292	100.0	26,480	50,475	101.6	
			100.0	19,358	35,734	101.3	
			100.0	7,122	14,741	103.6	
0	4,667	0	8.7	△ 5,510	△ 1,542	22.4	7.0
13,591	131,090	1,723	98.5	46,379	136,933	101.5	
565	50,545	1,503	99.5	42,505	134,968	101.5	
			99.5	20,474	17,498	100.3	
			99.5	22,031	117,470	103.1	
13,026	80,545	220	41.4	3,874	1,965	103.1	99.1
10,672	1,122,808	40,484	99.17	220,518	3,153,069	102.5	
234,275	1,604,375	2,281	39.38	72,662	41,288	103.6	0.9
244,947	2,727,183	42,765	97.81	293,180	3,194,357	102.5	100.0

8. 市税の徴収に関する経費

(単位:千円)

区 分		年 度	H29	H30	R1	R2
税 収 入 額	(1) 市 税		114,349,520	127,892,461	131,098,296	131,083,049
	(2) 個 人 の 県 民 税		30,080,761	17,884,674	16,098,384	16,082,519
	(3) 合 計		144,430,281	145,777,135	147,196,680	147,165,568
徴 税 費	人 件 費	(4) 基 本 給	759,697	781,122	773,748	760,368
		(5) 諸 手 当	583,422	576,948	583,918	584,459
		ア 超 過 勤 務 手 当	95,509	73,518	73,701	83,532
		イ そ の 他 の 手 当	487,913	503,430	510,217	500,927
		(6) 共 済 組 合 負 担 金 等	259,002	262,563	258,393	246,188
		(7) 報 酬	0	0	0	74,014
		(8) そ の 他	128	398	128	185
		(9) 小 計	1,602,249	1,621,031	1,616,187	1,665,214
	需 用 費	(10) 旅 費	528	716	408	1,325
		(11) 賃 金	40,708	41,885	57,805	0
		(12) そ の 他	457,654	460,367	555,974	480,336
		(13) 小 計	498,890	502,968	614,187	481,661
	報 奨 金 等	(14) 納期前納付の報奨金	0	0	0	0
		(15) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0
		(16) 納 税 奨 励 金	0	0	0	0
		(17) そ の 他	571	439	611	633
		(18) 小 計	571	439	611	633
		(19) そ の 他	18,135	19,026	21,107	25,608
	(20) 合 計		2,119,845	2,143,464	2,252,092	2,173,116
県税徴収取扱委託金	(21) 納税義務者数を基準にした金額		1,088,564	1,115,940	1,109,426	1,124,005
	(22) 徴収額を基準にした金額					
	(23) 報奨金の額に相当する金額		0	0	0	0
	(24) 合 計		1,088,564	1,115,940	1,109,426	1,124,005
市税に係る徴税費	(25) (20) - (24)		1,031,281	1,027,524	1,142,666	1,049,111
税収入額に対する徴税費割合	(26) 全体の徴税割合 $\frac{(20)}{(3)}$		1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
	(27) 市税の徴税割合 $\frac{(25)}{(1)}$		0.9%	0.8%	0.9%	0.8%
徴 税 職 員 数	吏 員 ・ そ の 他 の 職 員		232人	234人	216人	218人
	合 計		232人	234人	216人	218人

9. 市民税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円、%)

年 度 区 分		H29		H30		R1		R2	
		納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額	納 税 義 務 者	調 定 額
個 人	特 別 徴 収 (給 与)								
	均 等 割	220,703	785,464	224,498	796,981	228,738	811,718	233,428	826,284
	所 得 割	217,720	32,362,356	221,607	42,059,877	225,818	44,569,461	230,355	45,050,178
	計	220,766	33,147,820	224,710	42,856,858	228,871	45,381,179	233,524	45,876,462
	対 前 年 比	96.8	102.5	101.8	129.3	101.9	105.9	102.0	101.1
	特 別 徴 収 (年 金)								
	均 等 割	30,794	111,109	29,460	114,874	29,929	112,951	30,347	116,529
	所 得 割	28,143	2,072,897	26,986	2,570,223	27,382	2,455,402	27,334	2,458,042
	計	30,803	2,184,006	29,476	2,685,097	29,945	2,568,353	30,347	2,574,571
	対 前 年 比	61.9	103.2	95.7	122.9	101.6	95.7	101.3	100.2
	普 通 徴 収								
	均 等 割	109,514	366,608	111,335	363,889	111,576	368,864	111,004	366,548
	所 得 割	106,485	9,359,225	107,546	12,715,829	109,933	12,614,557	106,901	12,673,962
	計	113,783	9,725,833	115,301	13,079,718	118,114	12,983,421	115,203	13,040,510
	対 前 年 比	142.7	96.6	101.3	134.5	102.4	99.3	97.5	100.4
	計								
	均 等 割	361,011	1,263,181	365,293	1,275,744	370,243	1,293,533	374,779	1,309,361
	所 得 割	352,348	43,794,478	356,139	57,345,929	363,133	59,639,420	364,590	60,182,182
	計	365,352	45,057,659	369,487	58,621,673	376,930	60,932,953	379,074	61,491,543
	対 前 年 比	102.1	101.2	101.1	130.1	102.0	103.9	100.6	100.9
法 人	均 等 割	16,048	1,788,464	16,134	1,759,189	16,181	1,799,427	16,198	1,773,681
	法 人 税 割	6,153	5,006,080	6,372	4,906,186	6,448	4,703,316	6,311	3,785,149
	計	16,048	6,794,544	16,134	6,665,375	16,181	6,502,743	16,198	5,558,830
	対 前 年 比	101.1	112.7	100.5	98.1	100.3	97.6	100.1	85.5
合 計		381,400	51,852,203	385,621	65,287,048	393,111	67,435,696	395,272	67,050,373
対 前 年 度 比		102.6	101.1	101.1	125.9	101.9	103.3	100.5	99.4

(注) 各年度の決算額

(注) 平成30年度の個人市民税の増額理由は、県費負担教職員の税源移譲の影響によるもの

(2)減免状況

(単位:円)

事 由 区 分	H29		H30		R1		R2	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	291	11,170,600	310	14,344,800	346	16,469,700	354	15,778,820
生 活 困 窮 (失 業 等)	7	267,200	6	340,400	5	357,600	13	531,240
公 益 社 団 ・ 財 団 法 人	21	1,500,000	24	1,562,400	22	1,550,000	24	1,650,000
そ の 他 (N P O 法 人 、 災 害 等)	120	5,208,300	131	6,556,100	134	6,464,000	125	6,008,460
計	439	18,146,100	471	22,803,700	507	24,841,300	516	23,968,520

(注)各年度の決算額

(注)公益社団・財団法人には、旧民法第34条の規定により設立された特例民法法人、特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した移行一般社団法人等を含む

《 個人市民税 》

◎納税義務者等の調(令和3年度)

(単位:千円)

区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納 税 義 務 者	均等割額	納 税 義 務 者	所得割額	納 税 義 務 者	均等割額	所得割額
給 与 所 得 者	6,407	22,424	—	—	287,668	1,006,838	48,864,177
営 業 等 所 得 者	1,282	4,487	—	—	13,247	46,365	2,442,834
農 業 所 得 者	9	32	—	—	39	136	4,799
そ の 他 の 所 得 者	7,311	25,589	—	—	55,029	192,601	6,787,601
家屋敷等のみ	22	77	—	—	—	—	—
計	15,031	52,609	—	—	355,983	1,245,940	58,099,411

(単位:千円、%)

区 分	合 計						納 税 義 務 者 構 成 比
	均等割を納める者		所得割を納める者		納 税 義 務 者	税 額	
	納 税 義 務 者	均等割額	納 税 義 務 者	所得割額			
給 与 所 得 者	294,075	1,029,262	287,668	48,864,177	294,075	49,893,439	79.3
営 業 等 所 得 者	14,529	50,852	13,247	2,442,834	14,529	2,493,686	3.9
農 業 所 得 者	48	168	39	4,799	48	4,967	0.0
そ の 他 の 所 得 者	62,340	218,190	55,029	6,787,601	62,340	7,005,791	16.8
家屋敷等のみ	22	77	—	—	22	77	0.0
計	371,014	1,298,549	355,983	58,099,411	371,014	59,397,960	100.0

(注)市町村税課税状況等の調(各年度7月1日現在)

◎総所得金額等に関する調（分離課税対象者分を除く）

年 度 区 分		H29		H30		R1		R2		R3	
		所得額等	構 成 比	所得額等	構 成 比	所得額等	構 成 比	所得額等	構 成 比	所得額等	構 成 比
給 与 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	273,028	80.5	277,994	80.8	282,877	81.2	286,313	81.4	286,010	81.2
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	935,416,350	85.1	954,584,671	85.3	977,971,932	85.6	989,533,032	85.8	1,008,909,939	85.6
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,426,082	-	3,433,832	-	3,457,234	-	3,456,123	-	3,527,534	-
営 業 等 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	12,693	3.7	12,690	3.7	12,578	3.6	12,601	3.6	13,146	3.8
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	42,616,534	3.9	43,152,245	3.9	43,884,487	3.9	44,946,384	3.9	47,337,117	4.0
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,357,483	-	3,400,492	-	3,488,988	-	3,566,890	-	3,600,876	-
農 業 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	56	0.0	46	0.0	44	0.0	44	0.0	38	0.0
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	179,834	0.0	148,921	0.0	119,766	0.0	148,645	0.0	110,697	0.0
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,211,321	-	3,237,413	-	2,721,955	-	3,378,296	-	2,913,079	-
そ の 他 の 所 得	所 得 者 数 （ 人 ）	53,582	15.8	53,177	15.5	53,001	15.2	52,839	15.0	52,989	15.0
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	121,560,305	11.0	120,740,417	10.8	120,141,843	10.5	119,313,506	10.3	123,028,172	10.4
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	2,268,678	-	2,270,538	-	2,266,785	-	2,258,058	-	2,321,768	-
合 計	所 得 者 数 （ 人 ）	339,359	100.0	343,907	100.0	348,500	100.0	351,797	100.0	352,183	100.0
	総 所 得 額 （ 千 円 ）	1,099,773,023	100.0	1,118,626,254	100.0	1,142,118,028	100.0	1,153,941,567	100.0	1,179,385,925	100.0
	所 得 者 1 人 当 り（ 円 ）	3,240,736	-	3,252,700	-	3,277,240	-	3,280,135	-	3,348,787	-
市 民 1 人 当 り 総 所 得 額（ 円 ）		1,524,336	-	1,547,869	-	1,579,992	-	1,595,832	-	1,631,020	-
1 世 帯 当 り 総 所 得 額（ 円 ）		3,485,788	-	3,499,754	-	3,529,555	-	3,473,625	-	3,550,218	-

（注）市町村税課税状況等の調（各年度7月1日現在） なお、各年度の数値は、前年中の所得に対する課税状況

（注）人口・世帯は各年1月1日現在

〔 令和3年1月1日現在	人口	723,097 人
	世帯	332,201 世帯

◎課税標準段階別所得割額の調（分離課税対象者分を含む）

（単位：千円、％）

区 分	納税義務者 (A)	総所得金額等 (B)	所得割額 (C)	対 前 年 度 比			構成比 (A)
				(A)	(B)	(C)	
平 成 28 年 度	338,685	1,141,652,696	42,887,605	101.3	102.4	101.4	-
平 成 29 年 度	342,696	1,158,920,615	43,102,962	101.2	101.5	100.5	-
平 成 30 年 度	348,076	1,188,278,846	58,509,331	101.6	102.5	135.7	-
令 和 元 年 度	352,220	1,200,154,317	58,943,814	101.2	101.0	100.7	-
令 和 2 年 度	355,444	1,214,482,035	59,501,884	100.9	101.2	100.9	-
令 和 3 年 度	355,983	1,236,324,308	58,099,411	100.2	101.8	97.6	-
課税標準段階別							
10 万 円 以 下 の 金 額	12,536	16,888,621	325,341	96.8	92.0	77.3	3.5
10万円を超え100万円以下	107,141	160,851,398	4,579,074	101.1	108.2	100.4	30.1
100 " 200 "	103,249	269,477,588	11,381,403	102.5	106.6	101.3	29.0
200 " 300 "	61,064	237,078,791	11,113,756	99.8	102.5	98.6	17.2
300 " 400 "	30,487	160,187,740	8,059,899	96.7	99.4	96.1	8.5
400 " 550 "	22,188	148,315,917	7,906,539	94.1	95.2	92.8	6.2
550 " 700 "	8,151	68,833,293	3,850,713	98.5	99.3	97.5	2.3
700 " 1,000 "	6,305	69,459,087	4,070,200	99.1	102.4	99.5	1.8
1,000万円を超える金額	4,862	105,231,873	6,812,486	98.8	96.4	96.3	1.4
所得区分別							
給 与 所 得 者	286,010	1,008,909,939	48,095,693	99.9	102.0	97.6	80.5
営 業 等 所 得 者	13,146	47,337,117	2,377,838	104.3	105.3	102.7	3.7
農 業 所 得 者	38	110,697	4,780	86.4	74.5	59.9	0.0
そ の 他 の 所 得 者	52,989	123,028,172	5,124,562	100.3	103.1	98.2	14.9
分 離 課 税 対 象 者	3,800	56,938,383	2,496,538	104.2	94.1	92.8	1.1

（注）市町村税課税状況等の調（各年度7月1日現在） なお、各年度の数値は、前年中の所得に対する課税状況

《法人市民税》

◎資本金等の金額別納税義務者及び調定額（令和2年度）

区 分 資本金等の金額別	均等割と法人税割のもの				均等割
	法人数	均等割額	法人税割額	計	法人数
1,000万円以下	4,237	275,643	793,392	1,069,035	8,470
1,000万円を超え1億円以下	1,187	173,957	555,140	729,097	1,050
1億円を超え10億円以下	426	111,959	449,604	561,563	220
うち5億円未満	315	74,787	281,829	356,616	148
10億円を超え50億円以下	192	143,383	504,370	647,753	75
50億円超	269	374,797	1,482,643	1,857,440	72
合 計	6,311	1,079,739	3,785,149	4,864,888	9,887

※ 地方税法に規定する資本金等の額を基に集計

(単位:千円、%)

のみのもの	合 計					
	法 人 数	構 成 比	均 等 割 額	法 人 税 割 額	計	構 成 比
均等割額						
418,868	12,707	78.4	694,511	793,392	1,487,903	26.8
133,726	2,237	13.8	307,683	555,140	862,823	15.5
46,719	646	4.0	158,678	449,604	608,282	10.9
31,290	463	2.9	106,077	281,829	387,906	7.0
35,558	267	1.7	178,940	504,370	683,310	12.3
59,072	341	2.1	433,869	1,482,643	1,916,512	34.5
693,943	16,198	100.0	1,773,681	3,785,149	5,558,830	100.0

◎資本金等の金額別超過額（令和2年度）

(単位:千円、%)

資本金等の金額		税率 (※1)	納税義務者 (※2)	調定額 A	標準税率 B	超過額 A-B	構成比 (A-B)/A
5億円未満		6.0% (9.7%)	15,407 5,739	1,630,361	1,630,361	0	0.0
超 過 税 率	うち5億円以上 10億円未満	7.2% (10.9%)	181 110	167,321	139,434	27,887	16.7
	うち10億円以上	8.4% (12.1%)	610 462	1,987,467	1,419,619	567,848	28.6
	小計 (対象法人)		791 572	2,154,788	1,559,053	595,735	27.6
	合計		16,198 6,311	3,785,149	3,189,414	595,735	15.7
納税義務者のうち、超過税率 対象法人が占める割合			4.9 9.1				

※1 上段:令和元年10月1日以降に開始した事業年度、下段:令和元年9月30日以前に開始した事業年度

※2 上段:納税義務者数、下段:均等割と法人税割のある納税義務者数

◎法人業種別納税義務者（令和2年度）

区 分	法 人 数		資 本 金 等 の 金 額 別 法 人 数					
			1,000万円 以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超10億円以下		10億円超 50億円以下	5 0 億 円 超
		構 成 比				うち5億円未満		
農 業 ・ 林 業	95	0.6	76	16	2	2	1	0
漁 業	0	0.0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	2	0.0	1	1	0	0	0	0
建 設 業	3,123	19.3	2,702	331	37	28	15	38
製 造 業	1,978	12.2	1,385	371	99	76	44	79
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	14	0.1	10	1	1	1	1	1
情 報 通 信 業	90	0.5	78	7	3	3	0	2
運 輸 業 ・ 郵 便 業	553	3.4	303	179	37	27	13	21
卸 売 業 ・ 小 売 業	3,188	19.7	2,285	506	208	145	97	92
金 融 業 ・ 保 険 業	191	1.2	124	5	8	5	10	44
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	1,646	10.2	1,449	136	34	21	15	12
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サービス 業	2,075	12.8	1,774	212	62	45	16	11
宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業	774	4.8	590	85	60	37	21	18
生活関連サービス 業 ・ 娯 楽 業	490	3.0	381	63	30	24	10	6
教育・学習支援業	68	0.4	57	9	0	0	2	0
医 療 ・ 福 祉	846	5.2	672	128	36	27	6	4
複 合 サービス 業	58	0.4	34	18	3	1	0	3
サ ー ビ ス 業	893	5.5	690	156	23	18	15	9
公 務	2	0.0	1	0	0	0	0	1
分 類 不 能 産 業	112	0.7	95	13	3	3	1	0
合 計	16,198	100.0	12,707	2,237	646	463	267	341
構 成 比	-	-	78.4	13.8	4.0	2.9	1.7	2.1

10. 固定資産税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円)

年 度 区 分		H29		H30		R1		R2	
		納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
固定資産税	土地	244,682	19,042,587	246,444	19,256,121	247,949	19,274,508	249,154	19,230,339
	家屋		18,546,170		18,371,740		18,940,789		19,387,738
	償却資産	6,429	6,198,981	6,749	6,494,016	7,343	6,559,689	7,626	6,815,681
	計	251,111	43,787,738	253,193	44,121,877	255,292	44,774,986	256,780	45,433,758
交付金及び納付金	国 有	8	508,461	8	491,689	8	485,738	7	478,513
	県 有 等	13	535,596	13	526,344	13	529,845	13	540,558
	計	21	1,044,057	21	1,018,033	21	1,015,583	20	1,019,071
合 計		251,132	44,831,795	253,214	45,139,910	255,313	45,790,569	256,800	46,452,829

(注) 各年度の決算額

(2) 資産別納税義務者数(令和3年度)

区 分	納 税 義 務 者 数		
	総 数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
土 地	178,424	9,412	169,012
家 屋	220,546	2,058	218,488
償 却 資 産	17,176	11,243	5,933

(注) 令和3年度固定資産概要調書(令和3年1月1日現在)

(3) 土地に関する概要(令和3年度)

区 分 地 目			地 積				決	
			総 地 積 (イ)=(ロ)+(ハ) (㎡)	非課税地積 (ロ) (㎡)	評価総地積 (ハ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ニ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ホ)=(ハ)-(ニ) (㎡)	総 額 (ヘ) (千円)
田			1,369,860	7,693	1,362,167	154,922	1,207,245	411,000
畑			18,726,747	330,268	18,396,479	2,560,916	15,835,563	72,368,516
宅 地	住宅 用地	小規模住宅 用地			29,529,669	94,531	29,435,138	2,698,070,769
		一 般 住 宅 用地			6,301,527	3,278	6,298,249	356,301,999
	非住宅用地				12,061,415	804	12,060,611	846,870,321
	計		52,932,361	5,039,750	47,892,611	98,613	47,793,998	3,901,243,089
	塩 田			0	0			
鉱 泉 地			0	0	0	0	0	0
池 沼			6,086,854	6,086,854	0	0	0	0
山 林			68,506,350	11,169,503	57,336,847	5,870,653	51,466,194	5,275,200
牧 場			0	0	0	0	0	0
原 野			8,210,055	3,959,146	4,250,909	469,147	3,781,762	65,698
雑 種 地	ゴルフ場の用地		7,786,723	8,147	7,778,576	237	7,778,339	28,181,592
	遊園地等の用地		968,681	17,420	951,261	0	951,261	1,236,639
	鉄 軌 道 用 地		1,010,421	64,455	945,966	0	945,966	39,403,206
	その他の雑種地		12,188,180	3,795,649	8,392,531	315,708	8,076,823	386,115,700
	計		21,954,005	3,885,671	18,068,334	315,945	17,752,389	454,937,137
そ の 他			161,240,920	161,240,920				
合 計			339,027,152	191,719,805	147,307,347	9,470,196	137,837,151	4,434,300,640

(注)令和3年度固定資産概要調書(令和3年1月1日現在)

定 価 格			筆 数					単位当たり価格	
法定免税点 未満のもの (ト) (千円)	法定免税点 以上のもの (チ)=(ヘ)-(ト) (千円)	(チ)にかかる 課税標準額 (リ) (千円)	総筆数 (ヌ)=(ル)+(ヲ) (ル)	非課税地 筆 数 (ル)	評 価 総筆数 (ヲ)	法定免税 点未満の もの (リ)	法定免税 点以上の もの (カ)=(ヲ)-(リ)	平均価格 (ヨ)= $\frac{(ヘ)}{(ハ)}$ (円/㎡)	最高価格 (タ) (円/㎡)
14,073	396,927	200,310	2,890	55	2,835	355	2,480	302	57,086
262,627	72,105,889	25,666,956	37,091	882	36,209	5,266	30,943	3,934	197,400
1,675,993	2,696,394,776	429,398,898			226,661	2,695	223,966	91,368	691,704
56,640	356,245,359	115,277,055			51,735	362	51,373	56,542	368,000
5,606	846,864,715	517,295,030			19,417	33	19,384	70,213	730,232
1,738,239	3,899,504,850	1,061,970,983	302,252	4,439	297,813	3,090	294,723	81,458	730,232
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	5,859	5,859	0	0	0	0	0
109,433	5,165,767	2,842,480	40,813	4,433	36,380	6,611	29,769	92	134,200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,840	57,858	57,851	6,161	509	5,652	1,050	4,602	15	46
329	28,181,263	19,637,400	2,932	12	2,920	5	2,915	3,623	17,000
0	1,236,639	845,671	313	1	312	0	312	1,300	1,300
0	39,403,206	22,363,567	3,178	106	3,072	0	3,072	41,654	531,126
141,078	385,974,622	239,761,539	38,615	8,643	29,972	1,890	28,082	46,007	419,900
141,407	454,795,730	282,608,177	45,038	8,762	36,276	1,895	34,381	25,179	531,126
			193,608	193,608					
2,273,619	4,432,027,021	1,373,346,757	633,712	218,547	415,165	18,267	396,898	30,102	

(4) 家屋に関する概要(令和3年度)

区 分		個 人 が 所 有 す る 家 屋			法 人
		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	151,072	1,855	149,217	3,341
	木 造 以 外	36,762	211	36,551	8,876
	計	187,834	2,066	185,768	12,217
床 面 積	木 造	15,442,901	95,635	15,347,266	450,198
	木 造 以 外	10,913,403	10,451	10,902,952	8,657,099
	計 (㎡)	26,356,304	106,086	26,250,218	9,107,297
決 定 価 格	木 造	443,509,890	192,164	443,317,726	15,692,654
	木 造 以 外	535,472,189	304,726	535,167,463	435,861,690
	計 (千円)	978,982,079	496,890	978,485,189	451,554,344
単 位 当 り 価 格 (㎡ 当 り)	木 造	28,719	2,009	28,886	34,857
	木 造 以 外	49,066	29,158	49,085	50,347
	計 (円)	37,144	4,684	37,275	49,582

(注) 単位当たり価格＝決定価格÷床面積

(注) 令和3年度固定資産概要調書(令和3年1月1日現在)

非 課 税 家 屋	
棟 数	4,350
床 面 積 (㎡)	1,829,036

(注) 令和3年度固定資産概要調書(令和3年1月1日現在)

が 所 有 す る 家 屋		合 計		
法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
175	3,166	154,413	2,030	152,383
475	8,401	45,638	686	44,952
650	11,567	200,051	2,716	197,335
22,900	427,298	15,893,099	118,535	15,774,564
305,937	8,351,162	19,570,502	316,388	19,254,114
328,837	8,778,460	35,463,601	434,923	35,028,678
616,969	15,075,685	459,202,544	809,133	458,393,411
16,809,490	419,052,200	971,333,879	17,114,216	954,219,663
17,426,459	434,127,885	1,430,536,423	17,923,349	1,412,613,074
26,942	35,281	28,893	6,826	29,059
54,944	50,179	49,633	54,092	49,559
52,994	49,454	40,338	41,210	40,327

(5) 償却資産に関する概要(令和3年度)

種 類		決 定 価 格
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	97,136,733
	機 械 及 び 装 置	143,960,321
	船 舶	410,499
	航 空 機	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,873,409
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	129,257,451
	小 計 (ロ)	372,638,413
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	105,035,073
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,677
	小 計 (ハ)	105,039,750
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ニ)		0
合 計 (ロ) + (ハ) + (ニ)		477,678,163
同 上 内 訳	市 町 村 分 の 額	
	道 府 県 分 の 額	

(注) 令和3年度固定資産概要調書(令和3年1月1日現在)

市長が価格等を決定したもののうち課税標準の

区 分	法第349条の3 第 2 項 (ガス事業用資産)	法第349条の3 第 9 項 (日本放送協会)	法第349条の3 第 15 項 (宇宙航空研究 開発機構)	法第349条の3 第 19 項 (新エネルギー・産 業技術総合開 発機構)	法第349条の3 第 31 項 (国立研究開発法 人日本医療研究 開発機構)	法附則第15条 第 1 項 (倉庫等)	法附則第15条 第 2 項 (公共の危害防 止施設等)	法附則第15条 第2項1,5号 (公共の危害防 止施設等【わが まち特例適用分】)
決 定 価 格	18,026	85,296	93,369	25,273	11,878	3,755	183,890	156,179
課税標準額	11,334	42,648	34,297	8,857	3,959	2,816	56,494	56,657

(注) 令和3年度固定資産概要調書(令和3年1月1日現在)

(単位:千円)

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ) 以外 の も の
95,051,374	1,952,995	93,098,379
136,453,059	4,116,022	132,337,037
405,354	5,145	400,209
0	0	0
1,851,684	21,726	1,829,958
128,382,814	827,852	127,554,962
362,144,285	6,923,740	355,220,545
100,492,942		
4,677		
100,497,619		
0		
462,641,904		
462,641,904		
0		

特例規定の適用を受けるもの

(単位:千円)

法附則第15条 第 8 項 (低公害車燃料 等供給施設)	法附則第15条 第 32 項 (無電柱化)	法附則第15条 第 34 項 (特定事業所内保育 施設【わがまち特例 適用分】)	法附則第15条 旧 第 3 項 (公害防止設備)	法附則第15条 旧 第 31 項 (熱電併給型動 力発生装置)	法附則第15条 旧 第 41 項 (先端設備等)	法附則第15条 旧 第 43 項 (経営力向上 設備等)
279,527	9,118	201,483	1,090	62,250	3,551,926	1,198,362
209,645	5,043	67,161	363	57,062	0	599,184

(6) 土地・家屋価格等縦覧帳簿縦覧及び評価審査状況調

ア. 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧、固定資産課税台帳閲覧状況

(単位:人)

年度	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿縦覧者数			固定資産課税 台帳閲覧者数
	土地のみ	家屋のみ	土地及び家屋	
H29	4	0	14	595
H30	7	1	9	676
R1	15	4	13	601
R2	5	5	12	471
R3	10	3	13	521

イ. 評価審査状況

(単位:人、件)

年度	固定資産 の別	審査申出 人数	審査申出 件数	取 下	審査結果		
					却 下	認 容	棄 却
H29	土 地	-	-	-	-	-	-
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
H30	土 地	5	5	2	-	1	2
	家 屋	2	2	-	-	1	1
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	7	7	2	-	2	3
R1	土 地	-	-	-	-	-	-
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
R2	土 地	1	1	-	-	-	1
	家 屋	-	-	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	1	1	-	-	-	1
R3	土 地	1	1	-	-	-	-
	家 屋	1	1	-	-	-	-
	償却資産	-	-	-	-	-	-
	計	2	2	-	-	-	-

(注) 令和2年度までは完結、令和3年度は7月末時点の件数

(7) 減免状況

(単位:円)

年度 事由区分	H29		H30		R1		R2	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	547	6,562,556	548	6,629,930	555	6,934,402	577	7,114,748
災 害	27	486,740	33	933,433	296	1,384,370	6	543,013
そ の 他 (子どもの広場等)	2,114	266,732,393	2,033	249,260,389	2,083	255,759,764	2,047	250,551,058
計	2,688	273,781,689	2,614	256,823,752	2,934	264,078,536	2,630	258,208,819

(注) 各年度の決算額

(8) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

(単位:円)

年 度	区 分	台 帳 価 格			計	調 定 額
		土 地	家 屋	償 却 資 産		
H 29	国 有	15,643,529,937	3,557,777,265	25,722,245,682	44,923,552,884	508,460,500
	県 有 等	42,985,135,517	16,522,126,242	15,215,167,161	74,722,428,920	535,596,000
	計	58,628,665,454	20,079,903,507	40,937,412,843	119,645,981,804	1,044,056,500
H 30	国 有	13,972,244,933	3,024,435,446	24,984,962,318	41,981,642,697	491,689,000
	県 有 等	42,868,011,600	16,420,027,646	14,672,033,931	73,960,073,177	526,344,100
	計	56,840,256,533	19,444,463,092	39,656,996,249	115,941,715,874	1,018,033,100
R 1	国 有	14,054,912,982	3,728,948,440	24,280,541,838	42,064,403,260	485,738,500
	県 有 等	42,219,679,824	16,305,701,977	15,804,984,973	74,330,366,774	529,844,600
	計	56,274,592,806	20,034,650,417	40,085,526,811	116,394,770,034	1,015,583,100
R 2	国 有	14,070,926,455	4,120,070,250	23,620,259,682	41,811,256,387	478,513,400
	県 有 等	42,735,343,474	15,927,100,046	15,490,971,804	74,153,415,324	540,077,600
	計	56,806,269,929	20,047,170,296	39,111,231,486	115,964,671,711	1,018,591,000
R 3	国 有	14,251,595,796	4,675,373,711	22,973,432,637	41,900,402,144	472,949,000
	県 有 等	43,357,174,695	15,821,377,539	15,297,799,964	74,476,352,198	540,943,200
	計	57,608,770,491	20,496,751,250	38,271,232,601	116,376,754,342	1,013,892,200

(注) 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額

1 1. 軽自動車税

(1) 調定額等の推移

ア 種別割

(単位:千円)

年 度 区 分			H29		H30		R1		R2		
			台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	
原動機付自転車	50 cc 以下		29,663	59,260	28,842	57,628	27,828	55,608	26,832	53,618	
	ミニカー		548	2,028	580	2,142	583	2,150	586	2,157	
	50 cc を超え 90 cc 以下		2,259	4,518	2,203	4,410	2,174	4,348	2,125	4,250	
	90 cc を超え 125 cc 以下		9,348	22,417	9,733	23,350	10,104	24,237	10,566	25,346	
	米 軍		9	4	9	4	11	5	9	5	
	計		41,827	88,227	41,367	87,534	40,700	86,348	40,118	85,376	
軽自動車	二輪車	一 般	9,643	34,696	9,637	34,671	9,822	35,337	9,929	35,723	
		米 軍	9	9	6	6	13	13	11	11	
	三 輪 車		13	58	12	54	15	67	13	58	
	四輪車	乗用	一 般	77,367	648,217	78,593	683,558	79,992	718,513	80,883	750,658
			米 軍	67	201	98	294	131	393	159	477
		貨物	一 般	24,211	111,971	24,278	114,152	24,331	115,979	24,417	118,041
			米 軍	4	12	9	27	10	30	19	57
	計		111,314	795,164	112,633	832,762	114,314	870,332	115,431	905,025	
小型特殊自動車	農 耕 用		1,472	2,944	1,477	2,954	1,476	2,952	1,440	2,880	
	その他のもの		787	4,643	805	4,750	849	5,009	859	5,068	
	計		2,259	7,587	2,282	7,704	2,325	7,961	2,299	7,948	
二輪の小型自動車		一 般	9,291	55,704	9,310	55,830	9,446	56,652	9,571	57,390	
		米 軍	41	41	38	38	32	32	40	40	
		計	9,332	55,745	9,348	55,868	9,478	56,684	9,611	57,430	
合 計		一 般	164,602	946,456	165,470	983,499	166,620	1,020,852	167,221	1,055,189	
		米 軍	130	267	160	369	197	473	238	590	
		計	164,732	946,723	165,630	983,868	166,817	1,021,325	167,459	1,055,779	
対 前 年 度 比			100.5	104.8	100.5	103.9	100.7	103.8	100.4	103.4	

(注)各年度の決算額

(注)表中米軍は「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」等に基づき課税したもの

イ 環境性能割

(単位:千円)

区 分 \ 年 度		H29		H30		R1		R2	
		台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額	台 数	調定額
三輪以上の軽自動車		—	—	—	—	674	11,478	2,440	41,576

(2) 減免状況

(単位:円)

事由区分 \ 年 度	H29		H30		R1		R2	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
身 体 障 害 者	1,688	13,733,400	1,745	14,689,500	1,821	15,959,200	1,862	16,972,300
そ の 他	140	902,000	141	942,600	152	1,059,800	168	1,231,500
合 計	1,828	14,635,400	1,886	15,632,100	1,973	17,019,000	2,030	18,203,800

(注)各年度の決算額

12. 市たばこ税

(1) 調定額等の推移

(単位:千本、千円、%)

区 分 \ 年 度		H29	H30	R1	R2
売 渡 し 本 数	旧 3 級 品 以 外	801,124	765,734	756,283	738,823
	旧 3 級 品	33,911	26,038	13,385	0
	計	835,035	791,772	769,668	738,823
調 定 額	旧 3 級 品 以 外	4,215,518	4,169,805	4,304,927	4,340,645
	旧 3 級 品	112,356	102,651	53,966	0
	計	4,327,874	4,272,456	4,358,893	4,340,645
対 前 年 度 比	売 渡 し 本 数	94.1	94.8	97.2	96.0
	調 定 額	94.7	98.7	102.0	99.6

(注)各年度の決算額

13. 特別土地保有税

※平成15年度以降課税停止(地方税法附則第31条)

14. 入湯税

※相模原市は、これまで課税実績がありません

15. 事業所税

(1) 調定額等の推移

(単位:㎡、千円、人)

区 分 \ 年 度		H29	H30	R1	R2
資 産 割	申 告 件 数	866	861	863	862
	事 業 所 床 面 積	5,773,059	5,719,855	5,860,170	5,723,500
	課 税 標 準 額	4,680,638	4,526,469	4,580,853	4,482,146
	調 定 額	2,763,251	2,715,847	2,750,281	2,698,446
従 業 者 割	申 告 件 数	154	148	150	155
	従 業 者 給 与 総 額	178,701,435	172,010,769	180,373,971	178,454,082
	課 税 標 準 額	168,494,634	162,136,299	167,954,502	166,225,853
	調 定 額	420,167	405,333	419,879	415,557
計	申 告 件 数	880	880	883	879
	調 定 額	3,183,418	3,121,180	3,170,160	3,114,003

(注)各年度の決算額

(2) 減免状況

(単位:円)

区 分 \ 年 度		H29		H30		R1		R2	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
指 定 自 動 車 教 習 所		2	770,922	2	770,922	2	770,922	2	770,922
一般貸切旅客自動車運送事業		0	0	0	0	0	0	0	0
酒 類 の 保 管 倉 庫		3	1,597,755	4	2,783,490	4	2,467,848	4	2,458,962
織 物 等 の 保 管 倉 庫		2	1,054,953	2	1,355,214	2	1,415,268	2	1,415,268
農産業者の共同利用施設		1	1,105,380	0	0	1	1,105,380	1	907,812
旧中小企業進行事業団法		0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫業の用に供する倉庫		25	37,291,081	26	42,538,917	26	40,183,985	31	45,994,031
タクシー事業の用に供するもの		1	590,657	1	564,685	2	641,652	1	837,249
果実飲料、炭酸飲料の保管倉庫		0	0	0	0	0	0	0	0
家 具 の 保 管 倉 庫		7	2,330,127	6	1,224,837	6	1,224,837	5	1,022,136
ビルの室内清掃、設備管理		1	97,615	2	216,022	1	80,466	1	81,176
漬 物 の 製 造 施 設		0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者が管理する公の施設		0	0	0	0	0	0	0	0
古紙回収の事業に供する施設		4	1,321,152	4	1,321,152	4	1,321,152	4	1,321,152
その他市長が認める場合		0	0	0	0	0	0	0	0
計		46	46,159,642	47	50,775,239	48	49,211,510	51	54,808,708

(注)各年度の決算額

16. 都市計画税

(1) 調定額等の推移

(単位:千円)

年 度 区 分	H29		H30		R1		R2	
	納税義 務者数	調定額	納税義 務者数	調定額	納税義 務者数	調定額	納税義 務者数	調定額
土地	216,254	5,226,666	217,989	5,302,415	219,491	5,316,325	220,709	5,304,716
家屋		3,816,061		3,778,645		3,894,127		3,989,293
計	216,254	9,042,727	217,989	9,081,060	219,491	9,210,452	220,709	9,294,009

(注)各年度の決算額

(2) 減免状況

(単位:円)

年 度 事由区分	H29		H30		R1		R2	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
生 活 保 護	308	1,297,435	337	1,323,676	337	1,352,437	351	1,334,538
災 害	13	58,312	31	194,858	18	37,516	3	113,891
そ の 他 (子どもの広場等)	1,238	38,384,201	1,129	34,084,734	1,157	34,890,646	1,141	33,947,554
計	1,559	39,739,948	1,497	35,603,268	1,512	36,280,599	1,495	35,395,983

(注)各年度の決算額

17. 市税に係る証明、閲覧件数等の調

(単位:件、円)

年 度 区 分		H29		H30		R1		R2	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市民税	市・県民税 課税証明	(2,001) 107,485	31,579,365	(1,875) 93,784	27,101,625	(1,672) 77,181	21,995,703	(2,842) 65,540	17,930,980
	法人所在・ 個人営業証明	251	75,300	252	75,600	210	63,000	(1) 182	54,300
固定資産	土地・家屋 評価証明	(721) 21,738	6,305,100	(438) 22,028	6,477,000	(104) 20,544	6,132,000	(147) 20,577	6,129,000
	土地・家屋 公課証明	(40) 9,021	2,694,300	(243) 10,020	2,933,100	(230) 10,174	2,983,200	(221) 9,476	2,776,500
	土地・家屋 名寄帳証明	(1) 3,459	1,037,400	(19) 3,714	1,108,500	(6) 3,444	1,031,400	(8) 3,504	1,048,800
	価格決定 通 知	(9,151) 9,151	免除	(9,033) 9,033	免除	(8,524) 8,524	免除	(7,522) 7,522	免除
	住宅用 家屋証明	3,810	4,953,000	3,579	4,652,700	3,666	4,765,800	4,087	5,313,100
	閱 覧	(187) 681	148,200	(75) 557	144,600	(175) 680	151,500	(116) 495	113,700
	その他の証明	282	84,600	(1) 306	91,500	(1) 304	90,900	(2) 275	81,900
納税	納税証明	(10,813) 21,830	3,290,415	(11,227) 22,843	3,420,945	(11,271) 23,566	3,595,019	(11,733) 23,190	3,327,715
計		(22,914) 177,708	50,167,680	(22,911) 166,116	46,005,570	(21,983) 148,293	40,808,522	(22,592) 134,848	36,775,995

(注) ()内の数字は手数料免除分

18. 地方譲与税

(単位:千円、%)

地方揮発油譲与税	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	譲 与 額		768,903	780,500	692,454	676,275	1.5	△ 11.3	△ 2.3
期別内訳	6月		222,496	218,528	193,049	233,929	△ 1.8	△ 11.7	21.2
	11月		320,991	316,640	291,029	205,988	△ 1.4	△ 8.1	△ 29.2
	3月		225,416	245,332	208,376	236,358	8.8	△ 15.1	13.4
自動車重量税	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	譲 与 額		902,945	916,186	949,271	940,473	1.5	3.6	△ 0.9
期別内訳	6月		263,574	238,543	263,487	246,844	△ 9.5	10.5	△ 6.3
	11月		372,608	373,674	396,259	385,697	0.3	6.0	△ 2.7
	3月		266,763	303,969	289,525	307,932	13.9	△ 4.8	6.4
森林環境譲与税	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	譲 与 額		—	—	35,094	74,574	—	皆増	112.5
期別内訳	—		—	—	—	—	—	—	—
	9月		—	—	17,546	37,287	—	皆増	112.5
	3月		—	—	17,548	37,287	—	皆増	112.5
石油ガス譲与税	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	譲 与 額		28,778	28,121	25,145	17,616	△ 2.3	△ 10.6	△ 29.9
期別内訳	6月		7,222	7,090	6,516	5,798	△ 1.8	△ 8.1	△ 11.0
	11月		12,048	11,850	10,801	6,033	△ 1.6	△ 8.9	△ 44.1
	3月		9,508	9,181	7,828	5,785	△ 3.4	△ 14.7	△ 26.1

19. 県税交付金

(単位:千円、%)

利子割交付金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
配当割交付金	交 付 額		135,125	126,999	66,085	66,107	△ 6.0	△ 48.0	0.0
	期別内訳	8月	49,231	52,809	28,951	25,807	7.3	△ 45.2	△ 10.9
		12月	54,188	49,288	23,666	23,785	△ 9.0	△ 52.0	0.5
		3月	31,706	24,902	13,468	16,515	△ 21.5	△ 45.9	22.6
株式等譲渡所得割金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
分交	交 付 額		685,490	468,185	366,837	660,546	△ 31.7	△ 21.6	80.1
	期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		3月	685,490	468,185	366,837	660,546	△ 31.7	△ 21.6	80.1
法人事業税交付金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R1
県臨時交付金	交 付 額		118,395	489,678	140,957	104,116	313.6	△ 71.2	△ 26.1
	期別内訳	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
		3月	118,395	489,678	140,957	104,116	313.6	△ 71.2	△ 26.1
法人事業税交付金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
県臨時交付金	交 付 額		—	—	—	550,755	—	—	皆増
	期別内訳	8月	—	—	—	342,452	—	—	皆増
		12月	—	—	—	82,297	—	—	皆増
		3月	—	—	—	126,006	—	—	皆増
県臨時交付金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
県臨時交付金	交 付 額		14,026,455	1,618,678	—	—	△ 88.5	皆減	—
	期別内訳	8月	4,675,485	1,618,678	—	—	△ 65.4	皆減	—
		12月	4,675,485	—	—	—	皆減	—	—
		3月	4,675,485	—	—	—	皆減	—	—

(単位:千円、%)

地方消費税交付金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	交 付 額		11,601,691	12,238,490	11,789,344	14,455,544	5.5	△ 3.7	22.6
期別内訳		6月	2,783,101	2,999,324	3,067,283	3,303,310	7.8	2.3	7.7
		9月	3,799,135	3,873,816	3,818,295	4,878,463	2.0	△ 1.4	27.8
		12月	2,058,082	2,170,048	1,633,625	2,605,285	5.4	△ 24.7	59.5
		3月	2,961,373	3,195,302	3,270,141	3,668,486	7.9	2.3	12.2
ゴルフ場利用税金	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	交 付 額		169,751	162,894	155,426	141,585	△ 4.0	△ 4.6	△ 8.9
	期別内訳	8月	71,841	66,591	67,252	48,161	△ 7.3	1.0	△ 28.4
		12月	56,475	54,141	51,201	51,213	△ 4.1	△ 5.4	0.0
		3月	41,435	42,162	36,973	42,211	1.8	△ 12.3	14.2
自動車取得税※	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	交 付 額		1,016,125	1,017,221	539,684	421	0.1	△ 46.9	△ 99.9
	期別内訳	8月	313,878	293,961	334,400	156	△ 6.3	13.8	△ 100.0
		12月	319,692	340,777	205,284	—	6.6	△ 39.8	皆減
		3月	382,555	382,483	—	265	△ 0.0	皆減	皆増
環境性能割交付金※	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	交 付 額		—	—	209,335	430,299	—	皆増	105.6
	期別内訳	8月	—	—	—	107,651	—	—	皆増
		12月	—	—	53,996	149,053	—	皆増	176.0
		3月	—	—	155,339	173,595	—	皆増	11.8
軽油引取税	年 度		H29	H30	R1	R2	前 年 度 比		
							H30	R1	R2
	交 付 額		3,107,304	3,234,095	3,228,224	3,082,152	4.1	△ 0.2	△ 4.5
	期別内訳	8月	1,261,478	1,320,003	1,307,131	1,292,109	4.6	△ 1.0	△ 1.1
		12月	1,049,267	1,092,254	1,087,033	1,009,525	4.1	△ 0.5	△ 7.1
		3月	796,559	821,838	834,060	780,518	3.2	1.5	△ 6.4

※令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止され、自動車税(環境性能割)が導入された。

20. 過誤納金還付・充当処理状況 (令和2年度)

(単位:円)

区分	区 分 税 目	本 税		延 滞 金		加 算 金		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
歳入	市 ・ 県 民 税	14,370	255,122,247	263	1,253,656	32	68,600	14,633	256,375,903
	法 人 市 民 税	1,178	122,533,288	19	127,321	121	530,100	1,197	122,660,609
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	2,355	89,394,317	77	509,743	14	56,000	2,432	89,904,060
	軽 自 動 車 税	504	2,962,300	7	6,000	0	0	511	2,968,300
	市 た ば こ 税	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	36	19,728,402	2	600	9	28,300	38	19,729,002
	計	18,443	489,740,554	368	1,897,320	176	683,000	18,811	491,637,874
歳出	市 ・ 県 民 税	5,733	179,823,265	93	797,750	112	356,300	5,970	181,045,915
	法 人 市 民 税	1,309	181,853,959	9	52,800	203	1,513,800	1,642	183,950,659
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	1,217	25,773,175	19	49,759	92	645,000	1,342	26,523,934
	軽 自 動 車 税	173	990,800	4	4,600	0	0	177	995,400
	市 た ば こ 税	4	54,966	0	0	1	1,000	5	55,966
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	9	7,929,900	0	0	3	29,300	21	7,987,500
	返 還 金	95	14,418,200	0	0	95	7,710,470	190	22,128,670
	計	8,540	410,844,265	125	904,909	506	10,255,870	9,347	422,688,044
合 計	市 ・ 県 民 税	20,103	434,945,512	356	2,051,406	144	424,900	20,603	437,421,818
	法 人 市 民 税	2,487	304,387,247	28	180,121	324	2,043,900	2,839	306,611,268
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	3,572	115,167,492	96	559,502	106	701,000	3,774	116,427,994
	軽 自 動 車 税	677	3,953,100	11	10,600	0	0	688	3,963,700
	市 た ば こ 税	4	54,966	0	0	1	1,000	5	55,966
	特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0
	事 業 所 税	45	27,658,302	2	600	12	57,600	59	27,716,502
	返 還 金	95	14,418,200	0	0	95	7,710,470	190	22,128,670
	計	26,983	900,584,819	493	2,802,229	682	10,938,870	28,158	914,325,918

(注) 歳入の加算金は、歳出の合計に含まれる

21. 督促状発付状況調 (令和2年度)

(単位:千円、%)

税 目 \ 区 分 \ 期			発 付 件 数	発 付 割 合	発 付 税 額	発 付 割 合
市 ・ 県 民 税	普通徴収	1	15,185	17.0	449,824	12.2
		2	15,902	18.3	499,751	13.2
		3	19,052	21.8	667,329	16.7
		4	19,620	21.2	780,566	17.4
		随時	1,978	26.3	146,041	31.4
		小計	71,737	19.7	2,543,511	15.5
	特 別 徴 収		17,388	3.2	513,458	0.9
	法 人 市 民 税			1,018	5.2	69,620
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	1	19,982	8.1	605,372	4.9	
	2	16,750	6.8	508,252	4.3	
	3	17,269	7.0	502,085	4.2	
	4	13,780	5.6	406,278	3.4	
	随時	169	13.3	9,628	33.7	
	小計	67,950	6.9	2,031,615	4.2	
固定資産税 (償却資産)	1	251	4.0	10,191	0.6	
	2	184	2.8	9,946	0.6	
	3	181	2.7	7,351	0.4	
	4	170	2.5	8,106	0.5	
	随時	94	9.0	9,257	8.2	
	小計	880	3.2	44,851	0.7	
軽 自 動 車 税			20,604	12.5	126,520	12.0
市 た ば こ 税			14	3.2	266	0.0
特 別 土 地 保 有 税			0	0.0	0	0.0
事 業 所 税			23	2.6	22,666	0.7
合 計			179,614	8.5	5,352,507	3.8

22. 差押・参加差押処分状況調 (令和2年度)

(単位:円)

区 分		差 押		参 加 差 押		計	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
不動産・動産	前年からの繰越	6,852	292,787,063	8,405	361,989,537	15,257	654,776,600
	執 行	1,017	84,847,453	715	43,221,756	1,732	128,069,209
	解 除	1,187	97,259,825	1,201	35,952,018	2,388	133,211,843
	翌年へ繰越	6,682	280,374,691	7,919	369,259,275	14,601	649,633,966
債権等	預貯金						
	前年からの繰越	1,065	58,826,215			1,065	58,826,215
	執 行	3,657	240,779,233			3,657	240,779,233
	解 除	4,349	276,611,745			4,349	276,611,745
	翌年へ繰越	373	22,993,703			373	22,993,703
	その他						
	前年からの繰越	8,318	591,964,421			8,318	591,964,421
	執 行	7,879	489,058,980			7,879	489,058,980
	解 除	8,426	540,721,902			8,426	540,721,902
	翌年へ繰越	7,771	540,301,499			7,771	540,301,499
計	前年からの繰越	16,235	943,577,699	8,405	361,989,537	24,640	1,305,567,236
	執 行	12,553	814,685,666	715	43,221,756	13,268	857,907,422
	解 除	13,962	914,593,472	1,201	35,952,018	15,163	950,545,490
	翌年へ繰越	14,826	843,669,893	7,919	369,259,275	22,745	1,212,929,168

23. 徴収猶予状況調 (令和2年度)

(単位:円)

法 第 15 条 第 1 項										法第15条 第2項		累計	
第 1 号 〔災害、盗難に あったとき〕	第 2 号 〔病気、負傷 したとき〕	第 3 号 〔事業廃止・休止 したとき〕	第 4 号 〔事業に著しい 損失を受けたとき〕	第 5 号 〔第1号～第4号に 類するとき〕	〔課税遅延が あったとき〕								
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
0	0	0	0	0	0	0	0	2	425,600	0	0	2	425,600

24. 換価猶予状況調 (令和2年度)

(単位:円)

法 第 15 条 の 5 第 1 項				累計	
第 1 号 〔 事業、生活の維持を 困難にする恐れがあるとき〕		第 2 号 〔 徴収上有利であるとき〕			
件数	税額	件数	税額	件数	税額
81	8,039,615	29	2,971,850	110	11,011,465

25. 公売処分状況調 (令和2年度)

(単位: 円)

区 分	対 象 件 数	公 売 実 績	
		件 数	換 価 代 金
不 動 産	0	0	0
動 産	3	3	2,588,100
計	3	3	2,588,100

26. 不納欠損処分状況調 (令和2年度)

事由別不納欠損額調

(単位: 円)

区 分 税 目		執行停止による納税義務消滅				時 効 完 成				合 計	
		法第15条の7第4項 〔執行停止後〕 〔3年経過のもの〕	法第15条の7第5項 〔即時消滅に〕 〔よるもの〕	法 第 18 条 〔執行停止処分が〕 〔されていたもの〕		〔消滅時効に〕 〔よるもの〕					
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税		392	22,969,046	481	31,311,556	437	26,619,910	1,287	48,222,702	2,597	129,123,214
	個 人	390	22,869,046	442	28,618,485	435	26,519,910	1,228	45,185,002	2,495	123,192,443
	法 人	2	100,000	39	2,693,071	2	100,000	59	3,037,700	102	5,930,771
固 定 資 産 税		73	3,844,894	88	10,549,038	31	1,775,338	276	7,928,617	468	24,097,887
	土 地・家 屋	73	3,844,894	83	10,197,571	31	1,775,338	272	7,844,017	459	23,661,820
	償 却 資 産	0	0	5	351,467	0	0	4	84,600	9	436,067
軽 自 動 車 税		159	772,400	100	608,400	124	462,300	885	2,781,300	1,268	4,624,400
市 た ば こ 税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 業 所 税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都 市 計 画 税		73	925,331	83	2,454,197	31	427,262	272	1,887,776	459	5,694,566
計		624	28,511,671	669	44,923,191	592	29,284,810	2,448	60,820,395	4,333	163,540,067

(注) 都市計画税の件数は、固定資産税(土地・家屋)の内数

27. 市税納付方法別利用状況調 (令和2年度)

(1) 利用件数

(単位:件、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー 納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	スマートフォン 決済での納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	64,745 (21.1)	19,170 (6.3)	167,984 (54.8)	6,388 (2.1)	2,355 (0.8)	45,593 (14.9)	306,235 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	133,120 (21.0)	29,127 (4.6)	230,236 (36.4)	12,708 (2.0)	2,638 (0.4)	224,943 (35.6)	632,772 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	8,717 (54.8)	1,071 (6.7)	1,675 (10.5)	119 (0.8)	5 (0.0)	4,333 (27.2)	15,920 (100.0)
軽自動車税	41,210 (24.8)	5,468 (3.3)	102,911 (61.8)	4,303 (2.6)	912 (0.6)	11,455 (6.9)	166,259 (100.0)
納付方法計	247,792 (22.1)	54,836 (4.9)	502,806 (44.9)	23,518 (2.1)	5,910 (0.5)	286,324 (25.5)	1,121,186 (100.0)

(2) 利用金額

(単位:円、%)

区分 税目	窓口納付	ペイジー 納付	コンビニ納付	クレジット カード納付	スマートフォン 決済での納付	口座振替	税目計
市・県民税 (普通徴収)	6,123,023,205 (36.5)	1,637,675,033 (9.7)	5,186,949,980 (30.8)	282,974,529 (1.7)	77,492,114 (0.5)	3,490,495,397 (20.8)	16,798,610,258 (100.0)
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	22,619,342,228 (47.1)	2,857,887,147 (6.0)	8,092,750,375 (16.8)	621,938,760 (1.3)	104,815,848 (0.2)	13,716,976,800 (28.6)	48,013,711,158 (100.0)
固定資産税 (償却資産)	4,715,718,669 (69.5)	438,376,500 (6.5)	49,975,345 (0.7)	4,883,300 (0.1)	83,600 (0.0)	1,571,881,800 (23.2)	6,780,919,214 (100.0)
軽自動車税	264,695,915 (25.0)	34,451,200 (3.3)	655,705,027 (61.8)	26,168,900 (2.5)	5,065,114 (0.5)	72,672,600 (6.9)	1,058,758,756 (100.0)
納付方法計	33,722,780,017 (46.4)	4,968,389,880 (6.8)	13,985,380,727 (19.2)	935,965,489 (1.3)	187,456,676 (0.3)	18,852,026,597 (26.0)	72,651,999,386 (100.0)

(注) 全期前納納付及び複数期合算納付は1件として集計

(注) 過誤納及び延滞金を含む納付額全額を集計

28. 延滞金等収入状況

(単位:円)

年度 区分	H29	H30	R1	R2
延滞金及び 加算金収入	320,331,078	275,539,997	299,993,233	235,747,425

参 考 資 料

29. 市税の税率（令和3年度分）

税 目		賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率									
市 民 税	個 人	1月1日	区内に住所を有する個人 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない者	均等割（標準税率） 3,500円 うち防災・減災事業のための税制措置分 500円 所得割（標準税率） 一律 8/100（比例税率）									
	法 人		○ 区内に事務所、事業所、寮等を有する法人 ○ 区内に事務所、事業所を有する法人課税信託の受託者	均等割（標準税率） (1) 公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額が1,000万円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人以下であるもの (2) 資本金等の額が1,000万円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 12万円 (3) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人以下であるもの 13万円 (4) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 15万円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で、区内の事業所等の従業者数が50人以下であるもの 16万円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 40万円 (7) 資本金等の額が10億円を超える法人で、区内の従業者数が50人以下であるもの 41万円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 175万円 (9) 資本金等の額が50億円を超える法人で、区内の事業所等の従業者数が50人を超えるもの 300万円 法人税割（制限税率） 法人税額 $\frac{8.4}{100} \left[\begin{array}{l} \text{平成26年10月1日から令和元年} \\ \text{9月30日に開始する事業年度} \end{array} \frac{12.1}{100} \right]$									
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		1月1日	○固定資産税 土地、家屋、償却資産の所有者	課税標準額 $\frac{1.4}{100}$ （標準税率）									
			○都市計画税 市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者	課税標準額 $\frac{0.3}{100}$ （制限税率）									
軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割		三輪以上の軽自動車を取得した者	<table><tr><th>税率</th><th>区分</th></tr><tr><td>非課税</td><td>電気自動車等、令和12年度燃費基準達成+75%以上達成</td></tr><tr><td>1.00%</td><td>令和12年度基準+60%達成</td></tr><tr><td>2.00%</td><td>上記以外の車か令和2年度基準未達成車</td></tr></table> ※左記基準に加えて一定の排出ガス性能が必要 ※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、税率を1%分軽減する臨時的軽減措置が令和3年12月まで延長	税率	区分	非課税	電気自動車等、令和12年度燃費基準達成+75%以上達成	1.00%	令和12年度基準+60%達成	2.00%	上記以外の車か令和2年度基準未達成車	
	税率	区分											
非課税	電気自動車等、令和12年度燃費基準達成+75%以上達成												
1.00%	令和12年度基準+60%達成												
2.00%	上記以外の車か令和2年度基準未達成車												
種 別 割	4月1日	4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 ○小型特殊自動車 農耕用 2,000円 その他 5,900円 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等) ○原動機付自転車 500円 ○二輪の小型自動車 1,000円 ○軽自動車三輪又は二輪 1,000円 四輪以上 3,000円	○軽自動車(三輪、四輪の軽自動車の区分A～Fについては、備考欄参照) 二輪 3,600円 三輪 A3,900円 B3,100円 C4,600円 D1,000円 E2,000円 F3,000円 四輪 乗用 営業用 A6,900円 B5,500円 C8,200円 D1,800円 E3,500円 F5,200円 乗用 営業用 A10,800円 B7,200円 C12,900円 D2,700円 E5,400円 F8,100円 貨物 営業用 A3,800円 B3,000円 C4,500円 D1,000円 E1,900円 F2,900円 乗用 営業用 A5,000円 B4,000円 C6,000円 D1,300円 E2,500円 F3,800円 ○二輪の小型自動車 6,000円									
市 た ば こ 税			たばこの卸売販売業者等	売渡し本数1,000本につき6,122円(令和3年9月30日まで)、6,552円(令和3年10月1日から)									
事 業 所 税			事業を行う者	○ 資産割 事業所床面積1㎡当り 600円 (一定税率) ○ 従業者割 従業者給与総額 0.25/100									
入 湯 税			入湯客	入湯客1人1日150円（標準税率）									

徴収方法及び納期				備考
普通徴収 1期 6月1日 ～ 6月30日 2期 8月1日 ～ 8月31日 3期 10月1日 ～ 11月1日 4期 翌年1月1日 ～ 1月31日 〔ただし、均等割額以下の場合は、 6月1日 ～ 6月30日〕 給与特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで（ただし、均等割額以下の場合は、7月10日） 公的年金特別徴収 年金保険者が、支給される老齢基礎年金等から徴収し、徴収月の翌月10日までに納入				（課税標準額） 総所得金額等－所得控除額
申告納付 原則として事業年度終了の日の翌日から2月以内				（均等割） 政令指定都市への移行により、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から区ごとに算定 「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」となります。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から） （法人税割） 課税の特例措置を講じているので実質税率は、資本金等の額が 5億円未満の法人 $\frac{6}{100}$ 5億円以上10億円未満の法人 $\frac{7.2}{100}$ 10億円以上の法人 $\frac{8.4}{100}$ 平成26年10月1日から令和元年9月30日に開始する事業年度は、資本金等の額が 5億円未満の法人 $\frac{9.7}{100}$ 5億円以上10億円未満の法人 $\frac{10.9}{100}$ 10億円以上の法人 $\frac{12.1}{100}$
普通徴収	1期	5月1日 ～ 5月31日		（免税点） { 土地30万円未満 政令指定都市移行に伴 家屋20万円 い、平成23年度課税分 償却資産 から各区ごとに判定 150万円 "
	2期	7月1日 ～ 7月31日		
	3期	9月1日 ～ 9月30日		
	4期	12月1日 ～ 12月25日		
県が賦課徴収を行う				（燃費基準） 電気自動車等を除き、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ※環境性能割は令和元年10月に新たに創設された。
普通徴収	5月11日～5月31日			（三輪、四輪の軽自動車の区分A～F） A 初度検査年月が平成28年4月1日以降の車両【標準税率】 B 初度検査年月が平成28年3月31日以前で13年を経過していない車両【旧税率】 C 初度検査年月から13年を経過した車両【経年車重課】 D～F 初度検査年月が令和2年4月1日～令和3年3月31日の車両のうち、一定の環境性能を有する車両は標準税率(A)から(D)75%、(E)50%、(F)25%軽減の適用車両(最初の1年度のみ)【グリーン化特例(軽課)】 ※令和元年10月1日から軽自動車税は「種別割」という名称に変更。
申告納付	毎月翌月末日まで			
申告納付	法人・事業年度終了の日から2月以内 個人・翌年3月15日まで			・(免税点) { 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下 ・平成15年度から新增設に係る事業所税の廃止
申告納付	毎月翌月15日まで			課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)の公衆浴場(一般公衆浴場を除く)に入湯する者

30. 税率の変遷（平成元年度以降）

税目		年度	平成元・2		3・4・5	6	
市	人	個	均 等 割	2,000円	2,500円		
		所得 割	120万円 以下の金額 3／100 120万円 を超える金額 8／100 500万円 " 11／100	160万円以下の金額 3／100 160万円を超える金額 8／100 550万円 " 11／100			
民	法	均 等 割	○ 資本等の金額50億円超 従業者50人超 300万円 ○ 資本等の金額10億円超50億円以下 従業者50人超 175万円 ○ { 資本等の金額10億円超 従業者50人以下 40万円 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 15万円 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 12万円 資本等の金額1千万円以下 従業者50人超 ○ その他 4万円 (昭和59.4.1以後終了事業年度から)			○ 資本等の金額50億円超 従業者50人超 300万円 ○ 資本等の金額10億円超50億円以下 従業者50人超 175万円 ○ 資本等の金額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人超 40万円 ○ 資本等の金額1億円超10億円以下 従業者50人以下 16万円 ○ 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人超 15万円 ○ 資本等の金額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 13万円 ○ 資本等の金額1千万円以下 従業者50人超 12万円 ○ その他 5万円 (平成6. 4. 1以後終了事業年度から)	
			法人税割 (特例措置後の実質税率による。)	資本等の金額 5億円未満 12.3／100 5億円以上10億円未満 13.5／100 10億円以上 14.7／100	10億円以上 14.7／100		
固 定 資 産 税		1.4／100	〔 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円 〕		〔 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 〕		
軽 自 動 車 税		○ 原付自転車 ○ 軽自動車 50cc以下 1,000円 二 輪 2,400円 90cc以下 1,200円 三 輪 3,100円 90cc超 1,600円 四 輪 以 上 ミニカー 2,500円 乗 用 { 営業用 5,500円 ○ 小型特殊 自家用 7,200円 農耕作業用 1,000円 貨物用 { 営業用 3,000円 そ の 他 4,700円 自家用 4,000円 ○ 二輪の小型 4,000円			〔 納期変更4月末 → 5月末 平成4年度から 〕		
市 た ば こ 税		1,000本につき1,997円(旧3級品は948円)					
特別土地保有税		1.4／100	(保有分)	3／100	(取得分)		
事 業 所 税		資産割600円 従業者割0.25／100 新増設6,000円					
都 市 計 画 税		0.3／100 (免税点は固定資産税に同じ)					
入 湯 税							

7		8	9・10		11・12・13・14	
		3,000円				
200万円以下の金額	3／100	200万円以下の金額	3／100	200万円以下の金額	3／100	
200万円を超える金額	8／100	200万円を超える金額	8／100	200万円を超える金額	8／100	
700万円	11／100	700万円	12／100	700万円	10／100	
		売渡し本数1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,155円)		平成11年5月から1,000本につき 2,668円(旧3級品は1,266円)		

税率の変遷（続き）

税目		年度	15	16	17	18
市 民 税	個 人	均 等 割			3,000円、 生計を一にする妻 1,500円	3,000円
		所 得 割				
	法 人	均 等 割				○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 上記に掲げる法人以外の法人等 (平成18.4.1以後開始の事業年度から) 5万円
		法人税割				
		(特例措置後 の実質税率 による。)				
固 定 資 産 税						
軽 自 動 車 税						
市 た ば こ 税			平成15年7月から1,000本につき 2,977円(旧3級品は1,412円)		平成18年7月から1,000本につき3,298円(旧3級品は1,564円)	
特別土地保有税			新たな課税の停止			
事 業 所 税			新增設分に係る課税の停止			
都 市 計 画 税						
入 湯 税				1人1日150円(創設)		

19・20・21	22	23・24	25	26	27
				3,500円(うち防災・減災事業のための税制措置分500円)	
一律 6/100					
○ 公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により 均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下 ○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 (平成20.4.1以後開始の事業年度から) ○ 公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 5万円 人格のない社団等 (収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人以下 ○ 資本金等の額1,000万円以下 従業者数50人超 12万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人以下 13万円 ○ 資本金等の額1,000万円超1億円以下 従業者数50人超 15万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人以下 16万円 ○ 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者数50人超 40万円 ○ 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 41万円 ○ 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者数50人超 175万円 ○ 資本金等の額50億円超 従業者数50人超 300万円 ※「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」が上回る場合、 「資本金等の額」を「(資本+資本準備金)の額」に読み替える (H27.4.1に開始する事業年度より)					
			〔平成26年10月1日以降に 開始する事業年度から〕 資本等の金額 5億円未満 9.7／100 5億円以上10億円未満 10.9／100 10億円以上 12.1／100		
			○軽自動車のうち 三輪 3,900円(※) 四輪以上 乗 用 { 営業用6,900円(※) 自家用 10,800円(※) 貨物用 { 営業用 3,800円(※) 自家用 5,000円(※) (※)平成27年4月1日に新規検査を受けた車両のみ適用		
	平成22年10月から 1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)	平成25年4月から1,000本につき5,262円(旧3級品は2,495円)			

税率の変遷（続き）

税目 \ 年度		28	29	30
市 民 税	均 等 割			
	個 人 所 得 割		一律8/100	
	法 人 均 等 割			
	法人税割 (特例措置後の実質税率による。)			
	固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 ○小型特殊自動車 農耕用 2,000円 その他 5,900円 (アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等) ○原動機付自転車 500円 ○二輪の小型自動車 1,000円 ○軽自動車三輪又は二輪 1,000円 ○四輪以上 3,000円			
市 た ば こ 税	平成28年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,925円)	平成29年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は3,355円)	平成30年4月から 1,000本につき5,262円 (旧3級品は4,000円)	平成30年10月から 1,000本につき5,692円 (旧3級品は4,000円)
特別土地保有税				
事 業 所 税				
都 市 計 画 税				
入 湯 税				

令和元		2	3

31. 市民税（個人）所得控除額等の推移（平成元年度以降）

区 分		年 度	平成元	2
所 得 額	給 与 所 得 控 除		(1) 165万円以下 収入金額×40% (最低控除額57万円) (2) 165万円を超え330万円以下 収入金額×30%+165,000円 (3) 300万円を超え600万円以下 収入金額×20%+495,000円 (4) 600万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (5) 1,000万円を超える場合 収入金額×5%+1,595,000円 (注)600万円未満の場合所得税法 別表第5により求める。	(最低控除額 65万円)
		金	◎65歳以上 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超460万円以下 収入金額×25%+750,000円 (3) 460万円超820万円以下 収入金額×15%+1,210,000円 (4) 820万円超 収入金額×5%+2,030,000円	◎65歳未満 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円超770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円
		専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)	適正な給与の支給額 配偶者60万円 (最高) その他45万円 (最高)	同左 配偶者80万円 (最高) その他47万円 (最高)
所 得 控 除	雑 損		次のいずれか多い金額 ① 損失額－補てん額－総所得金額等×10% ② 災害関連支出金額－補てん額－5万円	
	医 療 費		支払った医療費－補てん額 －総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額 (限度額200万円)	
	社 会 保 険 料		支払った保険料の額	
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	
	生 命 保 険 料		① 一般の生命保険料のみ 15,000円以下:全額 15,000円を超え40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超:35,000円	② 個人年金保険料のみ 18,500円以下:全額 18,500円を超え43,500円以下 支払保険料×1/2+9,250円 43,500円を超え73,500円以下 支払保険料×1/4+20,125円 73,500円超:38,500円
	損 害 保 険 料		③ 両方の場合 (1) 個人年金保険料18,500円以下 個人年金保険料+①の額 (2) 個人年金保険料18,500円超 支払保険料の合計額について ②で求めた額+①の額 若しくは、①と②の合計額	
	寄 附 金		次のいずれか低い金額 ① 寄附金の合計額－10万円 ② 合計所得金額×25%－10万円	
	障 害 者		24万円 特別障害者 26万円	26万円 特別障害者 28万円
	老年者・寡婦(夫)・勤労学生		老年者 48万円 寡婦(夫)・勤労学生 24万円	老年者 同左 寡婦(夫) 26万円 特定の寡婦 30万円 勤労学生 26万円
	配 偶 者		28万円 同居特別障害者 36万円 老人配偶者 29万円	配偶者 30万円 (同居特別障害者の場合 51万円) 老人配偶者 35万円 (同居特別障害者の場合 56万円)
参 考	配 偶 者 特 別		① 配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 14万円－(勤労性所得+資産性所得)×3.3×14/33 ② 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 14万円－{(勤労性所得+資産性所得)×3.3 －33万円}×28/33	① 配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 30万円－(合計所得金額×30/35) ② 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 30万円－(合計所得金額－35万円)×30/35
	扶 養		扶養親族 28万円 老人扶養親族 29万円 同居老親等扶養親族 33万円 同居特別障害扶養親族 36万円	扶養親族 30万円 特定扶養親族 35万円 老人扶養親族 35万円 同居老親等扶養親族 42万円 (同居特別障害者の場合、それぞれ21万円加算)
	基 礎		28万円	30万円
	老年者控除の範囲		合計所得金額が1,000万円以下	
考	配偶者特別控除の範囲		合計所得金額が800万円以下	合計所得金額が1,000万円以下
	障・老・未・寡の非課税の範囲		合計所得金額が125万円以下	
	給与所得に係る課税最 低限(夫婦2人)	所得税	2,619,000円 (63年分)	3,198,000円 (元年分)
		市民税	2,261,000円	2,261,000円

3	4	5
①生命保険料だけの場合 15,000円以下:全額 15,000円を超え40,000円以下:支払保険料×1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下:支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超:35,000円	②個人年金保険料だけの場合 ①と同様 ③両方の場合 ①と②の合計額	
①短期損害保険料だけの場合 1,000円以下:全額 1,000円超3,000円以下 支払保険料×1/2+500円 3,000円超:2,000円	②長期損害保険料だけの場合 5,000円以下:全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超:10,000円	③両方の場合 ①と②の合計額 (限度額1万円)
配偶者 31万円(同居特別障害者の場合 52万円) 老人配偶者 36万円(同居特別障害者の場合 57万円)		
①配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 合計所得金額5万円未満 :31万円 " 5万円以上10万円未満 :30万円 " 10万円以上 :30万円ー(合計所得金額ー5万円)		
②配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額40万円未満 :31万円 " 40万円以上45万円未満 :30万円 " 45万円以上 :30万円ー(合計所得金額ー40万円)		
扶養親族 31万円 特定扶養親族 36万円 老人扶養親族 36万円 同居老親等扶養親族 43万円 (同居特別障害者の場合、それぞれ21万円加算)		
31万円		
3,198,000円(2～4年分)		
2,722,000円	2,801,000円	2,801,000円

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	6	7
所 得 金 額	給 与 所 得 控 除			
	公 的 年 金 等 控 除			
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)			
所 得 控 除	雑 損			
	医 療 費			
	社 会 保 険 料			
	小規模企業共済等掛金			
	生 命 保 険 料			
	損 害 保 険 料			
	寄 附 金			
	障 害 者			
	老年者・寡婦(夫)・勤労学生			
	配 偶 者			配偶者 33万円(同居特別障害者の場合 54万円) 老人配偶者 38万円(同居特別障害者の場合 59万円)
配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 特 別			①配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 合計所得金額 5万円未満 :33万円 " 5万円以上10万円未満 :30万円 " 10万円以上 :30万円ー(合計所得金額ー5万円) ②配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額 40万円未満 :33万円 " 40万円以上45万円未満 :30万円 " 45万円以上 :30万円ー(合計所得金額ー40万円)
	扶 養		特定扶養親族 39万円 (同居特別障害者の場合、21万円加算) その他は同左	扶養親族 33万円 特定扶養親族 41万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、それぞれ21万円加算)
	基 礎			33万円
参 考	老 年 者 控 除 の 範 囲			
	配偶者特別控除の範囲			
	障・老・未・寡の非課税の範囲			
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	3,277,000円(5・6年分)	
		市民税	2,801,000円	2,849,000円

8	9	10
(1) 180万円以下	…収入金額×40%（最低控除額65万円）	
(2) 180万円を超え360万円以下	…収入金額×30%＋180,000円	
(3) 360万円を超え660万円以下	…収入金額×20%＋540,000円	
(4) 660万円を超え1,000万円以下	…収入金額×10%＋1,200,000円	
(5) 1,000万円を超える場合	…収入金額×5%＋1,700,000円	
(注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。		
同左		
配偶者86万円(最高) その他50万円(最高)		
①配偶者が控除対象配偶者に該当する場合 合計所得金額 10万円未満 :33万円 " 10万円以上 :30万円－(合計所得金額－5万円)		
②配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額 45万円未満 :33万円 " 45万円以上75万円未満 :38万円－(合計所得金額－38万円) " 75万円以上76万円未満 :3万円		
3,539,000円(7～9年分)		
3,007,000円	3,031,000円	3,031,000円

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	11	12	13	14	15	16
所 得 金 額	給 与 所 得 控 除							
	公 的 年 金 等 控 除							
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)							
所 得 控 除	雑 損							
	医 療 費							
	社 会 保 険 料							
	小規模企業共済等掛金							
	生 命 保 険 料							
	地 震 (損 害) 保 険 料							
	寄 附 金							
	障 害 者		26万円 特別障害者 30万円					
	老年者・寡婦(夫)・勤労学生							
	配 偶 者		同居特別障害者の場合、23万円加算					
除	配 偶 者 特 別							
	扶 養	扶養親族 33万円 特定扶養親族 43万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、 それぞれ23万円加算)	特定扶養親族 45万円 (同居特別障害者の場合、23万円加算) その他は同左					
	基 礎							
参 考	障・老・未・寡の非課税の範囲							
	税 額 控 除	寄 附 金 控 除						
		調 整 控 除						
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)		所得税	3,616,000円(10年分)		3,821,000円(11年分)		3,842,000円(12～15年分)
		市民税	3,031,000円		3,063,000円		3,250,000円	

17	18	19	20	21	22	23
	◎65才以上 (1)330万円未満 1,200,000円 (2)330万円以上410万円未満 収入金額×25%+375,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額×15%+785,000円 (4)770万円以上 収入金額×5%+1,555,000円	◎65才未満 (1)130万円未満 700,000円 (2)130万円以上410万円未満 収入金額×25%+375,000円 (3)410万円以上770万円未満 収入金額×15%+785,000円 (4)770万円以上 収入金額×5%+1,555,000円				
		損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設 地震:支払い金額の1/2を控除 5万円を超える場合 2万5千円 長期損害保険は、今までのとおり控除をする。ただし、地震と長期損保がある場合、地震と長期損保の合計額が控除額となる。限度額2万5千円				
				税額控除へ		
	老年者控除の廃止					
配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、 配偶者特別控除の廃止						
老年者非課税措置の廃止 (ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で合計所得金額が125万円以下の場合には、3分の1の額で課税。)		老年者非課税措置の廃止 (ただし、経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳に達していた者で合計所得金額が125万円以下の場合には、3分の2の額で課税。)		老年者非課税措置の廃止		
				寄附金のうち、5,000円を超える部分について、一定額を控除。		
		調整控除の設置 所得税から住民税への税源移譲に伴い、所得税と住民税との人的控除の差により生ずる、税負担の増分を住民税所得割額から控除する。				
3,250,000円(16～22年分)						
2,700,000円						

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	24	25	26	27
所 得 金 額	給 与 所 得 控 除				(1) 180万円以下 (2) 180万円を超え360万円以下 (3) 360万円を超え660万円以下 (4) 660万円を超え1,000万円以下 (5) 1,000万円を超え1,500万円以下 (6) 1,500万円を超える場合 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	…収入金額×40% (最低控除額65万円) …収入金額×30%+180,000円 …収入金額×20%+540,000円 …収入金額×10%+1,200,000円 …収入金額×5%+1,700,000円 …245万円
	公 的 年 金 等 控 除					
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)					
所 得 控 除	雑 損					
	医 療 費					
	社 会 保 険 料					
	小規模企業共済等掛金					
所 得 控 除	生 命 保 険 料			I 平成24年1月1日以降に締結した 保険契約等 ・12,000円以下:全額 ・12,000円超32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 ・32,000円超56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 ・56,000円超:28,000円 ①生命保険料②介護医療保険料 ③個人年金保険料について、それぞれ 上記により計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円) II 平成23年12月31日以前に締結した 保険契約等 ・15,000円以下:全額 ・15,000円超40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 ・40,000円超70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 ・70,000円超:35,000円 ①生命保険料②個人年金保険料 について、それぞれ上記により 計算し合計した額 (合計適用限度額:70,000円) III IとIIの両方で生命保険料又は個人年金保険料の控除の適用を受ける場合 ・I、IIそれぞれの計算式で求めた金額の合計額 (各控除の限度額:28,000円 合計適用限度額:70,000円)		
	地 震 保 険 料					
	障 害 者		26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円			
	寡 婦 (夫) ・ 勤 労 学 生					
	配 偶 者		同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行			
	配 偶 者 特 別					
	扶 養		16歳未満の扶養控除(年少扶養控除)の廃止 特定扶養控除の上乗せ部分(17歳以上19歳未満)の廃止 同居特別障害の加算金を、障害者控除へ移行			
	基 礎					
	障・未・寡の非課税の範囲					
	参 考	税 額 控 除	寄附金控除	寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定額を控除。		
調整控除						
考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)		所得税	2,616,000円(23～24年分)	2,616,000円(25～26年分)	
			市民税	2,150,000円		

[illegible]

(1) 180万円以下	…収入金額×40%（最低控除額65万円）
(2) 180万円を超え360万円以下	…収入金額×30%＋180,000円
(3) 360万円を超え660万円以下	…収入金額×20%＋540,000円
(4) 660万円を超え1,000万円以下	…収入金額×10%＋1,200,000円
(5) 1,000万円を超え1,200万円以下	…収入金額×5%＋1,700,000円
(6) 1,200万円を超える場合	…230万円

(注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。

- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設
- ・特例控除の上限が所得割額の2割となる

2,854,000円(27～29年分)

2,345,000円

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区 分		年 度	30
所 得 金 額	給 与 所 得 控 除	(1) 180万円以下	…収入金額×40% (最低控除額65万円)
		(2) 180万円を超え360万円以下	…収入金額×30%+180,000円
		(3) 360万円を超え660万円以下	…収入金額×20%+540,000円
所 得 控 除	給 与 所 得 控 除	(4) 660万円を超え1,000万円以下	…収入金額×10%+1,200,000円
		(5) 1,000万円を超える場合	…220万円
		(注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。	
所 得 控 除	公 的 年 金 等 控 除		
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)		
	雑 損		
所 得 控 除	医 療 費		医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制の創設
	社 会 保 険 料		
	小規模企業共済等掛金		
所 得 控 除	生 命 保 険 料		
	地 震 保 険 料		
	障 害 者		
所 得 控 除	寡 婦 (夫) ・ 勤 労 学 生		
	配 偶 者		
	配 偶 者 特 別		
所 得 控 除	扶 養		
	基 礎		
参 考	障・未・寡の非課税の範囲		
	税 額 控 除	寄附金控除	
		調整控除	
参 考	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	2,854,000円(27～29年分)
		市民税	2,345,000円

区 分		年 度	令和元	2																																										
所得金額	給 与 所 得 控 除																																													
	公 的 年 金 等 控 除																																													
	専 従 者 控 除 (青 色) (白 色)																																													
所得控除	雑 損																																													
	医 療 費																																													
	社 会 保 険 料																																													
	小規模企業共済等掛金																																													
	生 命 保 険 料																																													
	地 震 保 険 料																																													
	障 害 者																																													
	寡 婦 (夫) ・ 勤 労 学 生																																													
	控 除	配 偶 者		<table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="4">納税義務者の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td colspan="2">控除対象配偶者</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="2">控除適用 対象外</td></tr><tr><td colspan="2">老人(70歳以上)控除対象配偶者</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>			納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円	控除適用 対象外	老人(70歳以上)控除対象配偶者		38万円	26万円	13万円																					
		納税義務者の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																										
控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円	控除適用 対象外																																									
老人(70歳以上)控除対象配偶者		38万円	26万円	13万円																																										
除	配 偶 者 特 別		<table><tr><td rowspan="2">配偶者の 合計所得金額</td><td colspan="3">納税義務者の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>38万円超 90万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td rowspan="2">11万円</td></tr><tr><td>90万円超 95万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>123万円超</td><td colspan="3">控除適用対象外</td></tr></table>		配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	控除適用対象外		
	配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																												
900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																											
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																											
90万円超 95万円以下	31万円	21万円																																												
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																											
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																											
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																											
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																											
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																											
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																											
123万円超	控除適用対象外																																													
	扶 養																																													
	基 礎																																													
参 考	障・未・寡の非課税の範囲																																													
	税 額 控 除	寄附金控除	令和元年6月1日、ふるさと納税対象団体の指定																																											
		調整控除																																												
	考	給与所得に係る課税最低限(夫婦2人)		所得税	2,854,000円																																									
		市民税	2,345,000円																																											

市民税(個人)所得控除額等の推移(続き)

区分		年度	令和3																																																		
所得金額	給与所得控除	(1) 162万5千円以下 …55万円 (2) 162万5千円を超え 180万円以下 …収入金額×40%-100,000円 (3) 180万円を超え 360万円以下 …収入金額×30%+80,000円 (4) 360万円を超え 660万円以下 …収入金額×20%+440,000円 (5) 660万円を超え 850万円以下 …収入金額×10%+1,100,000円 (6) 850万円超 …195万円 (注) 660万円未満の場合、所得税法別表5により求める。																																																			
	公的年金等控除	<table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">公的年金等の収入金額合計</td><td colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超 2,000万円以下</td><td>2,000万円超</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満</td><td>130万円以下</td><td>600,000円</td><td>500,000円</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>130万円を超え 410万円以下</td><td>収入金額×25% + 275,000円</td><td>収入金額×25% + 175,000円</td><td>収入金額×25% + 75,000円</td></tr><tr><td>410万円を超え 770万円以下</td><td>収入金額×15% + 685,000円</td><td>収入金額×15% + 585,000円</td><td>収入金額×15% + 485,000円</td></tr><tr><td>770万円を超え 1,000万円以下</td><td>収入金額×5% +1,455,000円</td><td>収入金額×5% +1,355,000円</td><td>収入金額×5% +1,255,000円</td></tr><tr><td>1,000万円を超え</td><td>1,955,000円</td><td>1,855,000円</td><td>1,755,000円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上</td><td>330万円以下</td><td>1,100,000円</td><td>1,000,000円</td><td>900,000円</td></tr><tr><td>330万円を超え 410万円以下</td><td>収入金額×25% + 275,000円</td><td>収入金額×25% + 175,000円</td><td>収入金額×25% + 75,000円</td></tr><tr><td>410万円を超え 770万円以下</td><td>収入金額×15% + 685,000円</td><td>収入金額×15% + 585,000円</td><td>収入金額×15% + 485,000円</td></tr><tr><td>770万円を超え 1,000万円以下</td><td>収入金額×5% +1,455,000円</td><td>収入金額×5% +1,355,000円</td><td>収入金額×5% +1,255,000円</td></tr><tr><td>1,000万円を超え</td><td>1,955,000円</td><td>1,855,000円</td><td>1,755,000円</td></tr></table>			公的年金等の収入金額合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円	130万円を超え 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円	410万円を超え 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円	770万円を超え 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円	1,000万円を超え	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円	65歳以上	330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円	330万円を超え 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円	410万円を超え 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円	770万円を超え 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円	1,000万円を超え	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
			公的年金等の収入金額合計			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																															
				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																															
		65歳未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円																																															
			130万円を超え 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円																																															
			410万円を超え 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円																																															
			770万円を超え 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円																																															
			1,000万円を超え	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円																																															
65歳以上		330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円																																																
		330万円を超え 410万円以下	収入金額×25% + 275,000円	収入金額×25% + 175,000円	収入金額×25% + 75,000円																																																
	410万円を超え 770万円以下	収入金額×15% + 685,000円	収入金額×15% + 585,000円	収入金額×15% + 485,000円																																																	
	770万円を超え 1,000万円以下	収入金額×5% +1,455,000円	収入金額×5% +1,355,000円	収入金額×5% +1,255,000円																																																	
	1,000万円を超え	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円																																																	
所得金額調整控除	<table><tr><td colspan="2">所得金額調整控除の創設</td></tr><tr><td>対 象</td><td>控 除 額</td></tr><tr><td>(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する</td><td>・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円</td></tr><tr><td>(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えときは10万円で計算</td><td>給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額</td></tr></table>		所得金額調整控除の創設		対 象	控 除 額	(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する	・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円	(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えときは10万円で計算	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額																																											
	所得金額調整控除の創設																																																				
対 象	控 除 額																																																				
(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する ・23歳未満の扶養親族を有する	・給与等の収入金額が1,000万円以下 …(給与等の収入金額-850万円)×10% ・給与等の収入金額が1,000万円超 …15万円																																																				
(2) 給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超 ※各所得が10万円を超えときは10万円で計算	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額																																																				
専従者控除(青・白)																																																					
所得控除	雑損																																																				
	医療費																																																				
	社会保険料																																																				
	小規模企業共済等掛金																																																				
	生命保険料																																																				
	地震保険料																																																				
所得控除	障害者																																																				
	ひとり親・寡婦、勤労学生	<table><tr><td colspan="3">未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し 前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合</td></tr><tr><td>(1) ひとり親控除の創設</td><td>婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者</td><td>30万円</td></tr><tr><td>(2) 寡婦控除</td><td>(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)</td><td>26万円</td></tr></table>		未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し 前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合			(1) ひとり親控除の創設	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者	30万円	(2) 寡婦控除	(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)	26万円																																									
	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し 前年の合計所得が500万円以下であり以下の各要件に該当する場合																																																				
	(1) ひとり親控除の創設	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者	30万円																																																		
	(2) 寡婦控除	(1)以外の寡婦(夫と死別した、又は夫と離婚し子以外の扶養親族がいる)	26万円																																																		
	配偶者	所得控除適用範囲	合計所得38万円以下→48万円以下																																																		
配偶者特別	所得控除適用範囲	合計所得123万円以下→133万円以下																																																			
扶養	所得控除適用範囲	合計所得38万円以下→48万円以下																																																			
基礎	<table><tr><td>合計所得金額</td></tr><tr><td>(1) 2,400万円以下 …43万円 (2) 2,400万円超2,450万円以下 …29万円 (1) 2,450万円超2,500万円以下 …15万円 (4) 2,500万円超 …なし</td></tr></table>		合計所得金額	(1) 2,400万円以下 …43万円 (2) 2,400万円超2,450万円以下 …29万円 (1) 2,450万円超2,500万円以下 …15万円 (4) 2,500万円超 …なし																																																	
	合計所得金額																																																				
(1) 2,400万円以下 …43万円 (2) 2,400万円超2,450万円以下 …29万円 (1) 2,450万円超2,500万円以下 …15万円 (4) 2,500万円超 …なし																																																					
参考	障・未・寡の非課税の範囲		合計所得金額が135万円以下																																																		
	税額控除	寄附金控除																																																			
		調整控除																																																			
	給与所得に係る課税最低限(夫婦子2人)	所得税	2,854,000円																																																		
	市民税	2,345,000円																																																			

32. 税務機構の沿革（平成19年度以降）

H 19 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税務企画課 納税課 市民税課 資産税課 津久井税務課 南市税事務所 { 収納管理チーム、 収納対策チーム、 { 諸税証明グループ 賦課グループ { 賦課グループ、 家屋評価グループ { 賦課証明チーム 納税チーム { 収納整理Ⅰチーム、 証明チーム 収納整理Ⅰチーム 収納整理Ⅱチーム 土地評価グループ 収納整理Ⅱチーム
H 20 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税務企画課 納税課 市民税課 資産税課 津久井税務課 南市税事務所 { 収納管理チーム、 収納整理Ⅱチーム、 収納対策チーム { 諸税証明グループ 賦課グループ { 賦課グループ、 家屋評価グループ { 賦課証明チーム 納税チーム { 収納整理チーム、 証明チーム 収納整理Ⅰチーム 収納整理Ⅲチーム 土地評価グループ
H 21 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税務企画課 納税課 市民税課 資産税課 南市税事務所 津久井税務課 { 収納管理班、 収納整理第1班、 収納整理第3班 { 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 { 賦課班、 家屋評価班、 土地評価班 償却資産班 { 収納整理班 証明班 { 賦課証明班 納税班

H 22 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税制課 納税課 収納管理班、 収納整理第1班、 収納対策班 収納整理第2班 市民税課 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 賦課班、 家屋評価班、 土地評価班 償却資産班 緑市税事務所 証明班、 収納整理班、 土地家屋評価班 津久井税務班 南市税事務所 証明班、 収納整理第1班、 土地家屋評価班 収納整理第2班
H 24 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税制課 納税課 収納管理班、 収納整理第1班、 特別整理班 収納整理第2班 市民税課 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 賦課班、 家屋評価班、 土地評価班 償却資産班 緑市税事務所 証明班、 収納整理班、 土地家屋評価班 津久井税務班 南市税事務所 証明班、 収納整理第1班、 土地家屋評価班 収納整理第2班
H 25 ・ 4 ・ 1	企画財政局 税務部 税制課 債権対策課 市税整理班 債権整理班 納税課 収納管理班 収納整理第1班、 収納整理第2班 市民税課 諸税証明班 賦課第1班、 賦課第2班 資産税課 賦課班、 家屋評価班、 土地評価班 償却資産班 緑市税事務所 証明班 収納整理班 南市税事務所 証明班 収納整理第1班、 収納整理第2班

H 26 ・ 4 ・ 1	企 画 財 政 局 税 務 部 税 制 課 債 権 対 策 課 市 税 整 理 班 債 権 整 理 班 納 税 課 収 納 管 理 班 収 納 整 理 第 1 班 、 収 納 整 理 第 2 班 市 民 税 課 諸 税 証 明 班 、 賦 課 第 1 班 賦 課 第 2 班 、 賦 課 第 3 班 資 産 税 課 賦 課 班 、 土 地 評 価 班 家 屋 評 価 班 、 償 却 資 産 班 緑 市 税 事 務 所 証 明 班 収 納 整 理 班 南 市 税 事 務 所 証 明 班 収 納 整 理 第 1 班 、 収 納 整 理 第 2 班
R 2 ・ 4 ・ 1	財 政 局 税 務 部 税 制 課 債 権 対 策 課 債 権 整 理 班 市 税 整 理 班 納 税 課 収 納 管 理 班 収 納 整 理 第 1 班 、 収 納 整 理 第 2 班 市 民 税 課 諸 税 証 明 班 、 賦 課 第 1 班 賦 課 第 2 班 、 賦 課 第 3 班 資 産 税 課 賦 課 班 、 土 地 評 価 班 家 屋 評 価 第 1 班 、 家 屋 評 価 第 2 班 償 却 資 産 班 緑 市 税 事 務 所 証 明 班 収 納 整 理 班 南 市 税 事 務 所 証 明 班 収 納 整 理 第 1 班 、 収 納 整 理 第 2 班

33. 税務事務分掌

税 制 課	(1) 税務事務に係る企画総合調整に関すること。 (2) 税制度の調査研究に関すること。 (3) 税務関係の条例、規則等の立案に関すること。 (4) 税務関係の歳入予算及び決算の総合調整に関すること。 (5) 地方譲与税及び県税交付金に関すること。 (6) 納税貯蓄組合に関すること。 (7) 相模原市固定資産評価審査委員会に関すること。 (8) 税務部(税制課を除く。)の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。 (9) 部内の総合調整に関すること。
債 権 対 策 課	(1) 市税(国民健康保険税を除く。次号、第3号及び第5号において同じ。)及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。 (2) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。 (3) 市税及び個人の県民税の徴収計画並びに部内の徴収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。 (4) 金銭の給付を目的とする市の権利の管理及び回収対策の総合調整に関すること。 (5) 市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利の回収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。 (6) 回収事務の引継ぎを受けた市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利(次号において「移管債権」という。)の納付督促、滞納処分、強制執行及び徴収の猶予措置に関すること。 (7) 移管債権(市営住宅の明渡請求が伴うものを含む。)に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。
納 税 課	(1) 市税(国民健康保険税を除く。次号及び第3号において同じ。)及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。 (2) 市税及び個人の県民税の収納管理及び督促に関すること。 (3) 市税及び個人の県民税に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。
市 民 税 課	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 (3) 市税(国民健康保険税を除く。)及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧に関すること。
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。 (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。 (3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (5) 特別土地保有税に関すること。
緑 市 税 事 務 所 南 市 税 事 務 所	(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更及び車台変更に係る申告の受付並びに標識の交付に関すること。 (2) 市税(国民健康保険税を除く。次号から第4号まで及び第6号において同じ。)及び個人の県民税に係る諸証明及び公簿等の閲覧並びに申請書、届出書その他の書類の受付に関すること。 (3) 市税及び個人の県民税並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。 (4) 市税及び個人の県民税の納付督促、滞納処分及び納税の猶予に関すること。 (5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (6) その他市税に係る相談に関すること。

(注) 令和3年4月1日現在

34. 税務職員数

令和3年4月1日現在(単位:人)

所 属	職 員 数												任期付	再任用
	局長	部長	参事	課(所)長	担当課長	主幹	総括副主幹	副主幹	主査	主任	主事	計		
財政局	1											1		
税務部		1										1		
税制課				1			1	1	2	1		6		
債権対策課				1								1		
債権整理班							1	4	3	1	2	11	2	1
市税整理班							1	1	2	2	1	7	4	
計				1			2	5	5	3	3	19	6	1
納税課				1								1		
収納管理班					1			2	1	4	8	16		
収納整理第1班							1		1	3	7	12		
収納整理第2班							1		1	3		5		
計				1	1		2	2	3	10	15	34		
市民税課				1								1		
諸税証明班							1	1	1	5	5	13		1
賦課第1班					1			1	1	2	6	11		
賦課第2班					1				2	4	6	13		
賦課第3班							1		2	3	5	11		1
計				1	2		2	2	6	14	22	49		2
資産税課				1								1		
賦課班							1		4	1	3	9		
土地評価班							1	1	4	10	9	25		
家屋評価第1班							1		5	1	2	9		
家屋評価第2班							1		4	3	15	23	17	5
償却資産班					1				1		5	7		
計				1	1		4	1	18	15	34	74	17	5
緑市税事務所				1								1		
証明班					1				1		2	4		1
収納整理班							1			4	3	8		1
計				1	1		1		1	4	5	13		2
南市税事務所				1								1		
証明班							1		1		1	3		1
収納整理第1班					1			1		4	2	8		
収納整理第2班							1			3	2	6		
計				1	1		2	1	1	7	5	18		1
合 計	1	1		7	6		14	12	36	54	84	215	23	11

市 税 概 要

発 行 令和 3 年 8 月

発 行 者 相 模 原 市

編 集 相模原市財政局税務部税制課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電 話 042-769-8220 (直通)

FAX 042-757-8108